令和３年第２回（６月）定例町議会

（第２日　６月２日）

令和３年第２回（６月）西伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

令和３年６月２日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	松田貴宏君	２番	浅賀元希君
３番	仲田慶枝君	４番	堤　豊君
５番	芹澤　孝君	６番	高橋敬治君
７番	山田厚司君	８番	西島繁樹君
９番	堤　和夫君	１０番	増山　勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野淨晋君	副町長	髙木光一君
教育長	鈴木秀輝君	総務課長	白石洋巳君
まちづくり課長	長島　司君	窓口税務課長	渡邉貴浩君
健康福祉課長	平野秀子君	産業建設課長	松本正人君
防災課長	佐野浩正君	環境課長	鈴木昇生君

会計課長	森　健君	企業課長	村松圭吾君
教育委員会事務局長	真野隆弘君		

職務のため出席した者

議会事務局長	大谷きよみ	書記	堤　浩之

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（山田厚司君）　皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（山田厚司君）　本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（山田厚司君）　日程第１、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

◇　堤　　豊　君

○議長（山田厚司君）　通告４番、堤豊君。

４番、堤豊君。

〔４番　堤豊君登壇〕

○４番（堤　豊君）　皆さん、おはようございます。ただいま議長のほうから、一般質問のお許しが出ましたのでこれから通告に従いまして、質問をしたいと思います。

私の方の件名は、１番、国の借金と西伊豆町の対応について。２番、新型コロナの対策について。３番、新型コロナ禍での教育の充実について。この３つの件名でいきたいと思います。質問の要旨につきましては、国の借金と西伊豆町の対応については、①として国からの補助金・交付金の確保について②番、建設事業費等の予算について。

町の経済対策については、①新たな支援事業について。②番支援事業の実施時期について。

３番目の件名の（１）として学校でのＷｅｂ授業の実施についてを質問したいと思います。

それでは、さっそく質問をしていきたいと思います。

（１） 国の借金と西伊豆町の対応について

財務省は、2021年５月10日国債と借入金、政府短期証券を合計した国の借金が、2020年度末時点で1,216兆4,634億円になったと発表がありました。

新型コロナウイルス流行の対策で、国債を増発したため、５年連続過去最大を更新したとのこと。2019年度末に比べて、101兆9,234億円増え、増額幅も過去最大でした。

以上を踏まえて質問します。

①2021年４月１日時点の我が日本国総人口１億2,541万人総務省推計で割ると、国民一人当たり約970万円の借金を抱えている計算になり、このような状況では、国からの補助金・交付金が減額される可能性があるため、町では今後の予算確保をどのように考えているのか質問したいと考えます。

②番目、新型コロナ禍といえども、次世代を担う子供や若者たちを思うと、大きな債務を抱えていることが心配です。

西伊豆町においても、これから文教施設の建設、斎場建設、焼却場（１市３町の広域連携による）建設など、計画が目白押しにあると考えます。現況からみると債務が増加していくことが予想されます。町の対応、方針はどのようになるのでしょうか。

２番（１）町の経済対策について。

今般の新型コロナ禍では日本経済において、西伊豆町経済を含めても、経済のダメージは予想以上に大きいと思います。

国が、金融機関などからの借入は、52兆48億円となっています。経済対策として、国も財政出動が益々必要となると考えます。

西伊豆町においても、観光、商工業者なども含め、町民への生活支援を期待していますが、行政の考えはあるのでしょうか。

以上を踏まえて質問します。

①新型コロナウイルス感染症が、１年経ってもまだ収束していないことは、長期化することが懸念される。経済回復の不確実性が高まることになります。

今回のコロナの難しい点は、第１波が来て、それに対応するうちに第２波が来て、第３、第４波が来ているということです。

起きた危機にどう対応するかのだけではなく、この先どのようなことが起きるか読めないことが難しいといえます。

難しい判断が求められますが、新たな支援策の考えはあるのでしょうか。

②支援策があるとしたら、時期は何時ごろになるのでしょうか。

３番（１）学校でのＷｅｂ授業の実施について

家庭で授業ができるＷｅｂ授業の導入は検討できないのでしょうか。

以上で壇上よりの私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（山田厚司君）　町長。

〔町長　星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君）　それでは、堤豊議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、大きな１点目の国の借金と西伊豆町の対応についての（１）の①につきましては、国の施策や制度をよく理解し、西伊豆町にとって有利なものを今まで以上に活用することが必要であると思っております。

次に②の建設事業費等の予算についてでございますが、以前から申し上げておりますように、財政上は耐えられると考えております。また、後ろに事業をずらせとおっしゃる方もおりますが、ずらすことによって有利な合併特例債が使えなくなりますと、町の持ち出しが増えるという事になり、逆に財政を圧迫することになりますので、国の制度が活用できるものをしっかりと活用し、事業を進める必要があります。

次に大きな２点目の新型コロナの対応についての（１）町の経済対策について。①、②につきましては、関連がございますので、一括して答弁をいたします。すでに当初予算におきまして対策費を組み、現在グルメスクラッチやサンセットコインのポイント還元キャンペーンなどを行っております。また、今６月定例会に財政支援の予算を計上しております。財政支援の時期につきましては、補正予算（第３号）の可決を頂いたのち、速やかに行おうと思っております。

次に大きな３点目の新型コロナ禍での教育の充実についてにつきましては、すでにタブレットについては、一人１台がいきわたっておりますので、各家庭にＷｅｂ環境が整っていれば、ある程度は可能であると考えますが、そもそも小学１年生が自宅で一人でＷｅｂ授業をするのかと言えば、かなり不都合が生じます。都会と状況が違いますので、今西伊豆町がすべきことは、子供たちにＷｅｂ授業をさせることがないようにコロナ対策を行うことである

と思います。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山田厚司君）　堤豊君。

○４番（堤　豊君）　どうもありがとうございました。それでは再質問の時間をいただきましたので、大事なことですから、質問させていただきます。もう私が言わずまでもなく、毎回この時期が来ますと、財務省からの数字が発表して、いや、すごいな借金は。その借金は国の借金でなく、イコール我々一人一人の借金でもあるということは言うまでもなく、わかっていると思います。そんな中でございますが、昨日もちょっと私勘違いをしておったもんで、自分の訂正も踏まえながら町の考え方をちょっと質問したいんですが、厳しい状況だから交付金が減るのではということで、財政力指数のこと。これは経済ですからいいと思うんですけど。財政力指数のことを昨日ちょっと言って、0.3が0.29ということで、また一つ悪くなったと。県下でも最下位であるということでございまして、それが財政力指数が減ることによって交付金とかそういうものは減るんじゃないかという私危惧をしておったんですが、すみません、私自身が勘違いをしておりましたが、財政力指数の低い町については、交付金は多くなるという反対のことが判明しました。その理由は何かというと、いろんなもちろん諸要因があるということが考えられますけども。固定資産が多い町、固定資産が少ない町によって、もちろん財政力指数の弱い町は弱いんですけど、固定資産を多く持っている町は否が応でも固定資産税を払わなけばならないもので、財政力指数が高くなるということがありますが、それにしても我が西伊豆町は財政力指数がまた0.29ということで県下で一番悪いものを平成元年度の指数でありましたが、そのへんについて町長は財政力指数についての認識というのはあるんでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　当然財政力指数につきましては、これまでも何度も答弁させていただいているかと思いますが、これは町として必要なお金の額と税収として入ってくる額、この差によって数値は変わってまいります。ですから、仮に町が50億円必要なんだけれども、10億しか税収として入ってこないんであれば、当然財政力指数は２というような数字になってくるわけですよね。結局そこなんですよ。だから必要な額が少なくなれば、税収が少なくても指数的なものは上がってきますし、仮に100億必要な町でも税収が120億あるような、当然長泉町さんとかはそういう感じですけども、そこは財政力指数は高いわけです。でもそこには交付税、交付金は入ってきませんから、最終的には国は指数が低いところに必要なお金を

配分するということで、お金をいただいておりますので、そのことにつきましては、当然堤豊さんも４年も議員をされておりましたから、すでにご理解をいただいているかと思いますので、うちが0.3が0.29になったとしても、町の状況は変わらないと。ただ、そうは言いましても、やはりこれは何とか改善をしながらですね、財政力指数が上がるようにしていかなければ、持続可能な地域づくりということは当然できないわけでございますので、しっかりとそういった対応はしていきたいというふうに思います。

○議長（山田厚司君）　堤豊君。

○４番（堤　豊君）　ありがとうございました。今ちょっと調べてまいりましたけど、せっかくいきましたから皆さんに披露させていただきますが、令和元年度指数の中の財政力指数は我が町が残念ながら１番0.3から最下位、

○議長（山田厚司君）　質問者、質問者に申し上げます。財政力指数でこの通告のどういったところを。

○４番（堤　豊君）　経済のことだから、大事なことだから今それを確認をしているんですけど。

○議長（山田厚司君）　どういうふうに絡めて財政力指数を質問しているかを明確に言ってください。

○４番（堤　豊君）　はい。じゃそのへんを踏まえてやります。西伊豆町は0.29だとやると、次に松崎、南伊豆、川根本町、沼津とかとありますけども、我が町が突出して松崎と南伊豆のところを含めて非常に財政力指数が厳しい状況にあると。厳しい状況にあるけども、先ほど言ったように交付金の額とかそういうものは、厳しい町には厚くするということがあるということを言いたいです。先ほどの町長がいい町はということで、参考までに長泉町が1.41で、県下で１番です。２番目が湖西市、裾野市、御殿場、富士市というような順序がありますけど、そういう今前段を言いましたけど、何を質問したいかというと、財政力指数がこういうふうに低いから、今までも交付金は来ましたということなんだけど、さあ、今の前段で言いましたように、国も大きな借金を抱えて、これからこのコロナのあれだって、借金というものは返さなければならないものです。そうした時にこういうコロナ禍で非常に経済が混乱して非常に厳しい中で、予定どおり交付金が来るか来ないかというのが私は非常に疑問視しているんですけど、町長今までどおりこの交付金、我々西伊豆町は交付金が来るということは、一番下位ですから来るんでしょうけど、前と同じような金額が来ると思いますか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　来ません。来ないから臨財債があるわけです。そのへんは議員も理解していると思います。

○議長（山田厚司君）　堤豊君。

○４番（堤　豊君）　今、この第４波が来て、県外からの集客に対しても、観光業者、商工業者みんな苦戦しております。観光減少もしまして長期化して、まあ非常に採算割をして、廃業になるような事業所も予想されます。そういう中で、先ほど申し上げましたように、ここで支援体制を組まないと、つぶれてからそれは町長も理解しているということで、同じ考え方ですけど。その時になって支援しても、つぶれちゃってから支援はできませんから、今頑張っているところに商工業者、観光業者にやっぱり支援というものを町長の考え方も確認できましたけど、していただくということをいるんですけど、この時期というか、それについて、先ほど第３号の中でホテル関係とかそういうあれのものを含めて、金額はちょっとまだ決定されてませんから発表しませんけど、その支援策の時期的なものというのは、先ほどちょっとすみません、聞き逃したと思うんですけど、いつ頃あれか６月22以降、７月というような形で予定はしていると思うんですけど、そのへんはたしか６月下旬ぐらいということでよろしいでしょうか。支援の時期は。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　その前にすみません、反問でちょっとお尋ねしたいんですけども、堤議員は２の新型コロナ対策について、金融機関などからの借入金 52 兆 48 億円となっています。経済対策として、国も財政出動が益々必要と考えられます。これは町の経済対策について、財政出動をしろと言っている反面、大きな一点目のほうには、未来に借金を残すから、金を借りるなとそういうことをおっしゃって、真逆のことをおっしゃっているんですけど、何をおっしゃっているのか、よく意味がわからないので、どちらが本音なんですか。

○議長（山田厚司君）　堤豊君。

○４番（堤　豊君）　町長ね、お金を借金をすることがこわいというかものは、日本経済そのもの、それはイコール我々西伊豆にもみんな波が押し寄せるよう来るんです。一人当たりさっき言ったじゃないですか。970万円あるんです。借金が我々一人一人が今、子どもだって大人だって、全部970万円借金を返す、そういう中で借金だらけだからということだけど、そういう中だって我々生活しているじゃないですか。こうやって町をみんなで経済あるじゃないでか。そういう中でのそれはそれ、そして支援するものとか困った人たちを、みんなでやろうということは別問題です。ごちゃまぜにしているような、町長が言っているから、どっち

なんだというと、借金だから何も支援なんてやめろとこういうことですか。そんなこと私言ってません。それはそれです。国がだって970万円一人当たりしたって、私ら返せませんよ。970万円。1,000万円、今から金返せっていたって。ただ、国だって今危機的な状態にあるということは町長もわかっているでしょう。もう本当に下手をすると、これも質問に加えますけど、増税を私はあるんじゃないかと懸念していますけど、そのへんを町長は税金が上がるようなことは懸念されていませんか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　国税は一つの町が云々したところで変えられるものではございませんので、私に質問されてもお答えすることはできません。ただ、私は先ほど反問させていただいたいのは、国が苦しい状況といえども、堤議員は財政出動して守るのが大切だとおっしゃっているわけですね。ここには今までも、この緊急事態の交付金、町いただいています。国が借金をしていただかなければ、町にはお金が来ないわけですから、当然国の借金は増えるわけですよ。ですから国の借金が増えると交付税が来ないから、どうにかしろということは、国に借金をするなって堤議員はおっしゃりたいんであれば、じゃあどうして財政出動の話が出るんでしょうかということで、聞きなおしをしているわけでございます。

ですから、そこは連動しますから、自分の都合のいい時だけ連動させないというようなことを言われますと、こちらも当然答弁は困りますのでそこを聞かせていただいたまででございます。ただ私たちのほうは、状況をよく理解しておりますので、いくら財政出動が町としてもかかったとしても、経済の下支えをしなければいけないということで、本６月定例会に一般会計の補正予算第３号を計上しているわけでございます。ですからそこをご理解した上で再質問していただけたらというふうに思います。

○議長（山田厚司君）　質問者に申し上げます。今いろいろなやり取りの中でですね、やっぱり国は国として、町としては支援をしていけというふうな主旨で、再質問というところでよろしいですか。じゃあ質問をお願いします。

堤豊君。

○４番（堤　豊君）　町長のほうも、考えていることはほとんど一緒というか同じような考え方というかあれなんですけど。ただ、国、我々西伊豆町だけの町じゃなくて、西伊豆町があって、賀茂郡下があって、静岡県があって、日本国という国があって、我々はその日本国の中での一町として活動している。これは日本の国は日本だから俺はそんなことは関係ない、西伊豆町は西伊豆町という勝手な動きはできないよということで申し上げたんであって、ち

ょっとそのへん私の言い方が。こっちはこっち、国のほうが借金があって、こちらは、言っていることとは違いますので、すみません、そのへん私の説明の仕方がまずかったと思います。それについてはたいへん申し訳なく思います。あと、支援策について、もう一つだけ質問させてください。第３号議案が決まってからということになりますが、これについてちょっと私の予想ですと、金額的なもので少し少ないような気がするんですけど、もう少し増額というものは検討、もちろんこれは３日目の時に質問しようかと思っているんですけど、そのへんは一事業所というか、そういうホテル関係が大きな金額が出て行くような感じはするんですけど、その時に少なくなるようなというか、商工業者とか、零細観光業者とかそういう所にいきわたる金額が少なくなるという気がするんですけど、それはまたそれに対する補正という形で対応するんですか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　あのたいへん申し訳ないんですが、何と比べて少なくなるということをおっしゃっているんでしょうか。西伊豆町の昨年度の皆さんに支援した額、他の市町と比べてどうでしたか。今回やろうとしているのはどうですか。それと比べて少なくなっていますでしょうか。

○議長（山田厚司君）　堤豊君。

○４番（堤　豊君）　たしか前回は町長のほうの早い決断とあれをもって２億円、今回も１億9,000 万円。もちろんその他以外にもあるんですけど、それは前年並みにやったということで出動していいただいたということで、認識しております。ただそういう中ですけど、今回のその大口先のホテル関係とかそういうところの支出が、１件あたり最高金額1,000 万ということですから、そういうふうに金額を見たときに、そのホテルとかそういう所は支援してやらないとならないんですけど、そのあとの残りの分が、ちょっと足らないような気がしたもので今質問したんですけど、そのへんについては、町長今回はちょっと商工業者がもう少し傷んでいるというように私の感覚は思っているもんで、それで質問

○議長（山田厚司君）　質問者、もう少し具体的にできませんか。

○４番（堤　豊君）　まあ例えば、具体的に言うなら、ある会社は前回の時には 130 万円の支援金をいただいた。今回は事前にもらった計算式を見ると 150 万円ぐらいで、私の所と今言っちゃいましたね。20 万ぐらい少しもし審査が通れば多くなるということですけど、そういうふうにして、各商工業者が対前年売り上げ前年の 30 パーセントとか、そういう式の中でいうと、その商工、観光業者に大口は別として 1,000 万円で、頭ありますが増えるような気が

するんですけど。１億 9,000 万円が入るかな。それが心配だったもので、質問したんですけど、それはその枠の中に入るということでよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　何を質問されているのかよくわからないんですが、仮に今数字を言われました堤豊さんの関連企業さんに入るお金が少ないということなのか、それともこれだけ財政出動の率、これから出す補正予算の金額が足らなくなってくるんではないのかという心配なのか。それはどのへんでしょうか。

○議長（山田厚司君）　堤豊君。

○４番（堤　豊君）　すみません、金額が足らなくなるという意味で質問しました。次の質問に入ります。さっきから借金が多くなった借金が多くなったと、国のそういう大きなとんでもないような１兆 1,200 なんて、兆なんで単位は我々のあれには、まったくピンとこないそういう単位でございますけども、間違いなくただ、今コロナ禍の中で経済も非常に厳しい、そして政治も非常にいろんな意味で混乱している部分もあるし、そういうものがある中で待ったなしで借金だけは返済がこれから始まっていくということは、これは間違いなく始まります。その借金の返済て何かというと、年金が減らされる。いろんな諸要因がこれから我々のほうの税金もそうですけど、必ず国であって倒産してしまったら困るわけですから、今、日本国だって世界から見ればこんだけの大きい 1,200 兆からの経済を見ると非常に難しい悪化した状態の日本国だということの等々が、いろんな新聞紙上でもそういうのでしてます。

　ただ、国はブラジルとかああいうのを見てもわかるように、国は倒産しないんですね。だから、日本国も倒産することはないと思うんですけど、ただ、非常に日本の財政も厳しくなっているから、我々はこういう市町村のほうにも必ずその影響が来るから、そのへんだけは気を付けていかないと、あとになって債務だけは残って、借りた西伊豆町でこれから事業を始めようとする中で、借金だけは残って次の世代にわたすというのは、それはやっぱりしっかり計画を持った中で範囲内でできることをやって、できないものは縮小するなら縮小してというそういう意味合いで言っています。

○議長（山田厚司君）　質問者、質問者にお聞きします。今どこの質問。

○４番（堤　豊君）　だから経済の最後のところを今ちょっと質問しようと思って、今言っているんです。要するに、そこのところはあれですけど、一つじゃあ最後のこのところは 30 分経つかな、しますけど。いずれにしろ財政状態はひっ迫している状態であるということだけは、私のアピールは取ったと思います。日本国は。我が西伊豆町は、さあどうだということ

ですけど、西伊豆町は先ほど言ってましたように財政力指数というところは、先ほど言ったように低くなっていますけど、その分は交付金でということですけど、交付金は減らせれるという可能性も非常に高くなってきます。そういう時に事業に大きな影響がある可能性があるもので、今後町長のほうの行政のほうとしての計画の中で、いきなり学校から、いきなり学校の問題のほうの支出でいくのか、それとも経済でいくのか、いろんな考え方があると思うんですけど、最後にその町長のほうのそのへんのお考えはいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　先ほどからやたらに、交付税が減らされる交付税が減らされるというふうにおっしゃいますけども、これは国のほうで基準財政収入額とか、基準財政需要額というのが決まっておりまして、西伊豆町はこの規模というのがもう決まっているんですよ。これの交付税とか交付金が当てられてくるわけでございますけども、足りない分は臨財債で来るというふうに言っているじゃないですか、国が。わかりますか。そのへんがまずご理解いただいてないんじゃないかというふうに思うんですね。ですから、そういったもので町に入ってくるお金というのは、ほぼ補償されているといっても間違いございません。それと議員がおっしゃっている町のお金を云々ということは当然私たちも財政のほうとしっかりと協議しておりますので、学校建設等含めて行ったとしても壇上で答弁をしましたように、持ち堪えられるというふうな試算が出ております。

ただ議員のお考えは、そこは自分の興味のない所だから後ろに持っていけ、でも経済は自分の所が関係するからこれはやれ。だからそういうことではなくて、私たちは学校建設や斎場いろいろなものも必要だし、経済の下支えも必要だということで、両方やっているわけですよ。ですから議員のように自分のことだけ考えるということは町ではできないわけでございますので、よくそのへんをご理解ください。

○議長（山田厚司君）　堤豊君。

○４番（堤　豊君）　町長からご意見いただきました自分の事だけを私は考えて言っているつもりはありませんけど、次の質問に入ります。最後の３番目の質問でございますが、記載のような形で学校でｗｅｂ授業の実施という事で、私は教育問題とかあまり勉強不足だったんですけど、今回質問を私なりに勉強をしまして、そのへんについて質問をしたいと思うんですが。教育委員会のほうにも、一応あれをお願いしたということになっていますけど、今、児童のさっきのＷｅｂのあれで、もちろん西伊豆町も松崎町と同じようにみんなあれしたんですけど、児童の生徒の家庭と連絡をこう取りあって、そういう授業もやることもあるかと

思うんですけど、こういうセキュリティと言いうんですか。そういう個人の所に行っちゃって、いろんなこの西伊豆町の情報とか、そういうのが子供たちの所にいって見れるかどうかわかりませんけど、そういうところの心配というのはいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君）　教育長。

○教育長（鈴木秀輝君）　情報漏れということになるんでしょうか。それについてはまだタブレットを導入して、授業で使うということの、今研究を研修会を作って先生たちの中で研究を行っています。その中で、その外に持っていくということはまだ想定していないものですから、当然ｗｅｂ授業もまだ想定してないものですから、セキュリティについては一般的なパソコンを購入した場合は、いろんなセキュリティのソフトがあると思いますけど、そういうのは導入してありますので、一般的なセキュリティ、そういうのは取れるかと思います。町の情報とかを子どもたちに入れることは全くありませんので、学校の職員のパソコンですら、町の情報とは一切繋ながらないようになっていますから、そのへんの心配はないと思います。

○議長（山田厚司君）　堤豊君。

○４番（堤　豊君）　ちょっと私が調べた資料で、またピンボケなことを質問するような感じかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和２年４月７日で閣議決定されて、令和２年度から補正予算で総額 2,292 億円を計上して、我が町にもそれは当然配布されたと思います。その中に一人１台の端末や、家庭でもつながる通信環境の整備、ＧＩＧＡ（ギガ）スクールっていうですか。ＧＩＧＡスクールのについてハードとソフトのその指導体制を一体として、加速させる方針であるとことだもんで。加速されるというか、今言った感染対策の緊急経済対策としてやっている進捗状況というか、そのへんはもうだいぶ完成というか、いきわたっているんでしょうか。生徒にタブレットとかそういう物は。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　議員もご存知かと思いますけども、昨年西伊豆町は早い段階でこういったタブレットの端末をですね、子供たちに持たせようということで、いろいろやってまいりました。ただ、日本全国がこのＧＩＡＧスクールの関係でタブレット、またパソコンなどを購入するということで、西伊豆町にも最終的に全部入ったのが、３月、今年の３月でございます。そこから、先生たちがどういった授業に使えるとか、こういう教材がいいとか今やっているわけでございますので、いくらそのタブレット端末でのＧＩＡＧスクールの構想を国がやれやれと言ったところで、今やっと準備の段階についているということでございます

から、今持ち出しは想定せず授業の補足的な役割をこのタブレットにさせるということで、教育委員会のほうは検討をしていると思います。先ほど壇上でも申し上げましたように、小学校１年生にタブレットを渡して、じゃああなたｗｅｂ授業をやりなさいというふうなことを言ったとしても、これは不可能なことでございますので、ある意味西伊豆町の小学校は密にはならない少人数学校でございますから、この利点を活かして、なるべく学校に登校できるような方法を取ることのほうが、子どもたちの教育にはよろしいんではないかと進めております。

○議長（山田厚司君）　堤豊君。

○４番（堤　豊君）　最後にもう一つだけすみません教えて下さい。ＩＣＴインフォメーション　コミュニケーション　テクノロジーの略、情報通信技術というんですか、今、行われている。私なんかもあんまりこういうパソコンとかそういうのが得意としない部分ですけど、これからはそういう時代がもう来たということを認識しながら、今勉強中でございますが、そういう中でＳＮ上でのやり取りや、メールでのコミュニケーション、オンラインショッピング等、人同士のコミュニケーションを手助けしたりＩＴ技術を使ってどのように人々の暮らしが豊かにするかというそういうものに、このインフォメーション　アンド　コミュニケーション　テクノロジーの通信技術は我が町も必要だということで活用するという事が書かれておったんですけど、それについては、間違いなくこう形でやっていく方向に行くんでしょうか。

○議長（山田厚司君）　教育長。

○教育長（鈴木秀輝君）　学校のほうでは、先ほど町長が言いましたように、授業の中でこのタブレットを使って､いろいろな授業の工夫ができるようになるかなと思います｡今ですと、教科書とか黒板とか、それだけを使って説明していたものがいろいろな音声であるとかそういうもの、動画を使ったりとかということで非常にわかりやすい授業だとか、あるいは子ども同士で発表しあうだとか、お互いのものを見合うなどが先生を介さずにできるということで非常に授業の形態も変わってくると思います。そういうことを使った生徒たちが大人になった時に、やはりこれをタブレットやパソコンを非常に活用する能力というものが身についてくると思いますので、いろんな生活が豊かにはなってくるかなと思っております。

○議長（山田厚司君）　堤豊君。

○４番（堤　豊君）　どうもありがとうございました。いずれにしよ、我々の古い時代の人間でなく新しい若い人たちというのは、もうこういうコンピューターを利用したＩＴを使った

そういうものを活用しながら勉強して、そして次の世代に育っていくということがありますから、そのへんについては教育の方々のお力を添えてやっていかないと我々、私みたいな古い人間がこうだああだといってもあれですから、このへんについては教育という本当の意味でのその教えてやる。そして少しでも向上心を高くして、我が西伊豆町に留まって、勉強した後は留まってくるような、そういう生徒に育っていっていただきたいということを希望して、私の一般質問をおわります。

どうもありがとうございました。

○議長（山田厚司君）　４番、堤豊君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩　午前１０時０７分

再開　午前１０時１５分

◇　浅　賀　元　希　君

○議長（山田厚司君）　休憩を解いて、再開します。

一般質問を続けます。

通告５番、浅賀元希君。

２番、浅賀元希君。

〔２番　浅賀元希君登壇〕

○２番（浅賀元希君）　皆さま、こんにちは。

1 年生議員の浅賀元希です。議長から指名がありましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。私の件名は、町民が安全で安心して暮らせる為の防災対策についての１点であります。

我が国を取り巻く自然環境は、東海地震・東南海地震・南海地震のみならず、気候変動による大型台風の発生や豪雨災害・竜巻災害と様々な激甚災害の可能性があります。町民の不安は計り知れません。

その様な不安を取り除く為には、様々な対策が必要不可欠であります。これまでも、町として様々な対策を取っていますが、より安全で安心して暮らすことができるよう、強固な対策作りにつきまして質問します。

（１）避難タワーについて

①仁科地区避難タワーの想定避難者数は235人、安良里地区の想定避難者数は270人となっていますが、想定避難者数が避難完了に要する時間はどのくらいですか。

②津波到達時間は、仁科地区・安良里地区で地震発生後何分ですか。

③津波が引ける時間は、仁科地区・安良里地区で到達後何分ですか。

④避難タワーに関し、どのような訓練を実施していますか。

⑤より早く避難タワーに昇るには、常日頃慣れ親しむことが必要と思います。そのために避難場所をラジオ体操の会場にすることや、歩け歩けのコースに取り入れてもらい日々登ってもらうことにより、登る時間短縮に繋がると思います。また、効果の検証のためラジオ体操カードや健幸マイレージカードにその日その日にかかった時間を記入してもらい、担当課でデータを収集することが今後の対策につながると思いますが、どのようにお考えですか。

⑥今後も町内に新たな避難タワーを建設する予定と聞いていますが、既存の避難タワーの問題点や新たに必要な設備はないのか把握していますか。また、新たに建設する場合は、それらを参考に改善したものを建てるべきだと思いますが、どのように考えますか。

（２）災害後の復興体制について

行政の責任として町民の生命・財産を守ることが大切な役割と思います。避難タワーにより生命は守ることができても、津浪浸水を防がなければ、財産（住宅・車両・家財等）を守ることはできません。高齢化率が概ね 50 パーセントの当町で、津浪被害があった場合、大半の町民は災害後、家を建て替えることは現実的に不可能に近いと思いますので、防潮堤の嵩上げは必要と思っていましたが、嵩上げには多額な資金と時間を要するとのことから当町では難しいとのことでした。それなら防潮堤嵩上げ対策に代わる対策を検討する必要があると思いますので、災害後の復興対策につきまして伺います。

①広域災害の場合、町外からの資材や重機などの調達が困難であると思いますので、復興は地元企業に頼るしかありません。数年前からＢＣＰ（事業継続計画）の作成が国から求められていましたが、町内事業所におきましては殆ど作成されていません。この計画は、単に事業所の問題だけでなく、地域の復興のためにも欠かすことのできないものですので、行政として事業所と一緒にＢＣＰ作成を進めるべきだと思いますが、どのように考えますか。

②以前に重機レンタル会社が町内に営業所を構えてもらえるような話を聞いたことがありますが、現状はどうなっているのでしょうか。

③３月にドローンによる薬などの医療品搬送実験を実施致しました。現在の医療機関は、ほとんどが津浪浸水地域に建設されていますので、医療機関に置いてある薬品等は使えなく

なると思います。その対策として常時高台に確保しておく必要があると思いますが、どのように考えますか。また、治療場所確保について、どのように考えていますか。

④防災に関し様々な委員会等が設置されていますが、災害復興について、土木・水道・建築・燃料供給業者や医療従事者などの専門家による組織を設置すべきだと思いますが、どのように考えますか。

⑤大規模災害が発生すると避難所開設が必要となります。避難所確保について、どのように考えていますか。

以上、壇上での質問とさせていただきます。

○議長（山田厚司君）　町長。

〔町長　星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君）　それでは、浅賀議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きな１点目の町民が安全で安心して暮らせるための災害対策について

（１）避難タワーについての①につきましては、想定では自宅を出た後に３分あればタワーに到達しているはずでございます。正確な数字などにつきましては、津波避難タワー建設後、防災訓練の時に住民の皆さまと避難時間を計ろうと思っておりましたが、昨年度のコロナ禍におきまして、避難訓練なども実施できなかったため把握をしておりません。今年度、令和３年度はワクチン接種も進んでおりますので、９月の防災訓練を通常開催し、そういった場所で時間を計るなどをしようと今検討をしているところでございます。

次に②につきましては、第４次地震被害想定では、おおよそ早い所で４分程度で津波が到達されるとなっております。

次に③でございますが、津浪が引ける時間につきましては、何分という表示は示されておりません。津波は繰り返し襲ってきますので、収まる時間については地震の規模、地形、排水状況により違い、ケースにより測定するのは難しいと思われます。目安といたしましては、津波警報から警報の解除されるまでの範囲の時間で見ることになると思われます。訓練では半日から１日を想定して行っております。

また、現状では長時間滞在に備えて各津波避難タワーには、アルミブランケット、テント付き簡易トイレ、ラジオ、軍手、ティッシュをボックスにまとめて用意をしております。次に④につきましては、①で答弁をしたとおりでございます。

次に⑤につきましては、議員のおっしゃることは有効だと考えております。

⑥につきましては、既存の２基の経験や意見を参考にし、改善できるものは検討しており

ます。

次に（２）の①につきましては、すべてのことを町が行うことはできませんので、事業所さんが会員になられておられる商工会と連携をし、ＢＣＰの作成の後押しをしたいと思います。

次に②につきましては、レンタル会社さんと事業所設置に向けての協議を進めております。

次に③の医薬品、治療場所につきましては、医薬品に関しては、ローリングストックも含め高台での保管を検討しております。薬品会社さんと災害協定を結んでおりますので、今後もいろいろな事象を検討しながら医薬品の確保が確実にできる方法を確立したいと思います。治療場所に関しては、災害の種類によって変わりますが、各地区での体制ができるよう自主防災会、医師、看護師、保健師など、行政と合同で訓練を行っております。

次に④につきましては、津波防災地域づくり推進協議会や、ＳＳ過疎地対策検討委員会において、さまざまなことを協議してまいりました。メンバーにつきましては、土木事業者、燃料供給業者、医師会なども加わった組織はありますが、すべてを網羅した組織はありませんので、今後検討していきます。

次に⑤につきましては、災害の種類によって状況は変わりますが、各地区に指定されている避難所はございます。ただ、津波発生時には、仁科地区には避難所は開設できない可能性があります。

以上壇上での答弁を終わります。

○議長（山田厚司厚君）　浅賀元希君。

○２番（浅賀元希君）　それでは、引き続き追加の質問をさせていただきます。まず１点面でありますけども、避難時間については、諸事業がありまして現在実施されていないということですけども、やはり避難タワーの目的は命を守るということですので、机上の計算ではなくてですね、早めに実施していただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。それから、避難時間と到達時間について聞いたわけですけど、この時間がはたして避難タワーが有効かどうかという観点からお聞きいたしました。今の段階ですと、避難時間が何分掛かるかわからないものですから、仮定の話になりますけども、例えば避難完了が厳しいのであれば、これは改善しなければならないと思っております。それについては、例えば一人一人の階段に登る時間を短縮することや設備の改善等を行う事など、皆さんで知恵を出し合うことが必要かと思いますが、そのへんについてはいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　津波避難タワーなどの設置場所につきましては、昨日も高橋議員一般質問の時におっしゃってくださっておりましたけども、防災町歩きなどもしていただいた中で、おおよそ200メートル圏内であれば、お年寄り方の少しゆっくりなスピードでも、なんとか到達できるであろうという半径を200メートルというふうに決めております。これは西伊豆町独自でございまして、ほかの市町にいきますと、もう少広い500メートルとかというふうにされているというのがありますが、200 メートルというのは、たぶん国内でも西伊豆町ぐらいではないかなと思っております。

これというのも、地震が発生して津波の第一波が来るであろう到達時間の一番早いのが５分というふうに言われておりますので、当然地震発生後２分ぐらいはご自宅の中で揺れが収まるのを待たなければいけない。そうしますと残りが３分でございますから、３分で到達する距離は200メートルが限界だろうという逆算式の方法で算出をしております。

ただ、今後議員がおっしゃるように状況によってはもう少し時間が掛かる方がいらっしゃるのかもしれませんし、その為には家具の転倒防止等しっかりやっていかなければいけないなどというご指摘も昨日伺っておりますので、そういったものを確実に行うことによって、一人でも多くの方がそちらの避難場所ですね、緊急避難場所の避難タワーなどに来れる状況というものは整備をしていきたいというふうに思います。

○議長（山田厚司君）　浅賀元希君。

○２番（浅賀元希君）　例えばですね、今町長のお話ですと、避難タワーに家から到着するまでの時間等はあれなんですけども、僕が言いたいのは、その先の階段を登ることの厳しさというか、集団で登ることの厳しさであります。というのは、私事ですけども、以前やまびこ荘のプール監視をしたことがあります。その時にですね、もう簡単に泳げるなと思って実際に自分で泳いでみました。そうしたところですね、自分が思い描いていたところの半分以下も泳げませんでした。というのは、やはり思い込みがたいへん危険ではないのかなと思いますので、ぜひともですね、階段を積極艇に登っていただくようにしていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　一度も登ったことのない方が急に登るということも当然たいへんだというふうに思いますので、今後行います９月以降の訓練の時にですね、活用していただきながら、なかなか階段は登りにくいのであれば、近所の方にご支援をしていただくとか、また、自分はこのぐらいであれば、登りきることができるななどということをですね、まず自覚を

していただきながら、大変な方にはなるべく日ごろから登っていただくというようなことも議員のおっしゃる提案をですね、交えて地域のほうには説明をしていきたいというふうに思います。

○議長（山田厚司君）　浅賀元希君。

○２番（浅賀元希君）　訓練等についてはちょっとまた後ほど質問させていただきます。その前に１点ですね、例えば避難タワーが想定の避難者数を受け入れが時間的にも間に合わなければ､やはり近くの避難所等に誘導することも必要じゃないかなと思います｡そうしますと、現在の避難所の環境がどういうふうになっているかということも、やはり町のほうで把握をしておく必要があるんじゃないかなと思っております。現に、あるところに行きましたら、とりあえず避難はできても、そのあとそこは広報、放送も聞こえないものですから、事後の情報収集をどうしたらいいのかわからないというようなちょっとお話もあったものですから、ぜひとも避難タワーと合わせて避難所の状況を確認を、町のほうでしていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　まず文言的に、避難所というのは避難所ですから、そこは間違えないようにしていただかないと今後勘違いが生まれますので。緊急避難場所であれば、たぶん議員のおっしゃっていることかなと思いますので､それだと思って答弁をさせていただきます。町といたしましては、津浪避難タワーに必ず逃げなければいけないという想定ではなく、ご自宅から 200 メートル圏内に必ず避難場所、もしくは避難タワーが設置をされるというようなことで今進めております。ですから、浅賀議員の場合だと宇久須の芝でございますから、たぶんクリスタルパークの駐車場とかそういった所が避難場所ということになろうかというふうに思っておりますので、そちらに今自分のいる場所から一番近い所に逃げていただくということになろうかと思います。おっしゃるように、逃げたはいいですけど、そこに資機材等がそろっていなければ、なんの情報収集もできないということになると困りますので、今後はそういったものにつきましても地区の皆さま、防災、町民防災会議の皆さまにお諮りをしながら、必要なものというのは、そういったものに場所に設置をすることも必要かなというふうには考えます。

○議長（山田厚司君）　浅賀元希君。

○２番（浅賀元希君）　文言につきましてはたいへん失礼をいたしました。今の質問の関連で僕が特に言いたかったのは、例えば避難タワーがある所の地域の方が、もう避難タワーがあ

るからそこに行けばいいんだという思い込みがあると、いざという時に行けないものですから、その近くに避難、一時避難場所を造ることとか整備することはできないかという、ちょっと質問なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　議員は地図は見られたことがあるかちょっとわからないので、何ともお答えできないんですけども。まず、安良里地区でいいますと、あそこになぜ避難タワーができたかといいますと、あの近辺には200メートル圏内に一時避難場所に届かない場所があのへんがございます。中央公民館の近くの200メートルは中央公民館。赤地山の近辺は赤地山というようなことで、コンパスで円を描いていくわけですけど、そこにあの近辺はどこにも200メートルでは到達ができないので、あそこが必要だから建てたということでございます。ですから中央公民館付近の方たちが津波避難タワーに来るということは想定をしておりませんし、地区の方たちも自分たちの一時避難場所はこちら、そこではないという認識はされているというふうに思っております。

○議長（山田厚司君）　浅賀元希君。

○２番（浅賀元希君）　わかりました。例えば僕が懸念していることは、先ほどから何度も言ってますとおり、本当にお年寄りも含めて団体で避難タワーに登ることができるのかなというちょっと懸念があったものですから、質問させていただきました。続きまして、施設の改善について質問させていただきます。私は、仁科と安良里地区の避難タワーを概ね10日間くらい自分で登ってみました。安良里地区と仁科地区を比較した場合に、私にとっては仁科地区のほうが登りやすかったです。というのは、ステップ高が仁科地区のほうが概ね３センチ高くなっておりまして、ステップ幅のほうが５センチ広くなっております。そういった関係で私には仁科は登りやすかったんですけど、安良里地区におきましては、１段飛ばしで登ってみました。そうしましたら、１段ずつ登った時と平均すると概ね24秒だったわけですけども、それが16秒というふうに３分の２になりました。しかしこれは、自分一人で登った時にはそういったことが可能ですけども、集団で登る場合には、先にお年寄り高齢者の方がいますと、そのペースで合わせなければいけないことになるかと思いますけど、そういった場合にはやはり高齢者にとってどの階段が登りやすいかという観点から考なければいけないんじゃないかなと思いまして、そういった意味で先ほどから集団訓練をして、高齢者の方の意見等を取り入れて改善はありませんかということで言っているわけですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　今議員がおっしゃったように、確かに安良里地区のほうがステップの高さは低いです。これというのはお年寄りがステップが低いほうが登りやすいというご意見がありますので低くしてございます。ですから年代層、またいろいろな立場の人によって登りやすい、登りにくいがございますけど、やはり安良里地区はあの近辺は特にご年配の方が多いので､高齢の方がもし一人で来たとしても登りやすい高さに設定させていただきました。幅につきましても、たぶん仁科の避難タワーよりも安良里のほうが広いと思います。30センチぐらい広いはずです。それは３人で横並びにして登れるようにしようというこことで幅を広げておりますので、もし年配の方で少しスピードが遅かったりという場合には、一緒に来られた方、若しくは後から来られた方に手を引いていただけるスペースを作ったということで改良をしております。

○議長（山田厚司君）　浅賀元希君。

○２番（浅賀元希君）　今のお話ですと、安良里地区の方は高齢者にとっても登りやすいということでわかりました。ただこれから、やはり３基ほど建てるという計画があるといいますけども、そういった時に、そういったことを参考に計画する予定はありますか。

○議長（山田厚司君）　防災課長。

○防災課長（佐野浩正君）　今後３基の予定の中で､今の形を踏まえて検討を行っております。安良里の避難タワーにつきましては、手すりの所が蓄光になってまして、夜でも見えるような形で工夫をしております。また、安良里の避難の手すりの関係ですけど、仁科は一本のフレームですけれども、安良里については高さに応じて２段を造っているというような形にしてございますので、そういう形で今後の、あと３基予定している分については、そういうことを反映したいと考えております。

○議長（山田厚司君）　浅賀元希君。

○２番（浅賀元希君）　せっかくこれから造るのであれば、ぜひその良い点を取り入れて建設にあたっていただきたいと思います。それと先程来から、今の状況で厳しいとこもあるかもしれませんけども、避難タワーを建設することが今までの目的になっていて、訓練等をあまりやっていないのかなと感じますけども、やはり避難タワーはあくまでも多くの命を守るための手段でありますので、建設後については現場を見て訓練を積み重ねていく必要があると思います。新たに建設する場合においても、今後活用するにあたっても、やはりＰＤＣＡサイクルによる検証を行って、効率のよいものに行く必要があると思いますが、今まで、こう

いったそのＰＤＣＡサイクル等の検証を実施したことがあるでしょうか。また、もししてないのであれば、今後そういったことを検討する余地があるのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（山田厚君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　何に関してのＰＤＣＡのことをおっしゃっているのかちょっとわからないので、お答えのしようがないんですけども、避難訓練とかそういったタワーに登るということにつきましては、毎朝この本庁の前でラジオ体操をやっておりますけども、終わった後に、まだ本庁が耐浪調査の結果、耐浪性がないと判断される前ですけど、みんなで１回この屋上に登ってみましょうということで、やったこともございます。そうしますとやっぱり５分以上かかるので、この距離で５分だとなかなか逃げるのはたいへんだなというようなことも伺ったことがありますから、そういったものを各地区でやることによって、議員のおっしゃるような情報の蓄積というのができるというふうに思っておりますので、今後そういうものを回数を増やして、作っただけで終わることのないようにしていきたいというふうに思います。

○議長（山田厚司君）　浅賀元希君。

○２番（浅賀元希君）　ＰＤＣＡサイクルについては、建設についても、今までの検証をして、それからあと機能的にどうかということの検証が必要ではないかという意味で質問させていただきました。続きまして、ＢＣＰ作戦についてですけども、これから商工会等を通して検討をしていっていただけるということですけども、やはり地元企業が速やかに事業を再開することは、土木業者ですとか水道、建築業者によっては、やはり即町内の復興に繋がると思います。

それから小売業にあっては、やはり生活支援、製造業、観光業においては、地域経済の活性化や雇用の継続に繋がるものでありますので、このへんも早急に取り組んでいただけますように改めてお願いしておきたいと思います。それに付随いたしまして、例えば計画の中で設備投資等が必要な場合が出てきた時には、町としてその費用を助成するようなお考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　今、町のほうでそのＢＣＰを作る上で何かの補助というのはございませんけども、国のほうに制度的に補助するものがございますので、そういったものを紹介をさせていただいたりというようなことで、何とか事業者さんの費用軽減には努めていきたいというふうには思います。

○議長（山田厚司君）　浅賀元希君。

○２番（浅賀元希君）　ＰＤＣＡですね、事業所、個々の事業所の都合ではなくて、やはり町と一緒になって、町からの要望事項等を組み入れていく必要があると思いますので、単に事業所に投げかけだけでなくて、先ほど専門委員会のところのちょっとお話をさせていただきましたけど、そんな中でも、やはり復興については、こういったことが必要だねと意見交換をしながら各事業所のＢＣＰに入れ込んでいくことが必要じゃないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きましてレンタル事業者についてでありますけども、これにつきましても今協議しているということでありますけども、この質問をさせていただいた意義なんですけども、今、町内の土木業者等は減少しております。なお、今ある業者の中でも、やはり日々の営業の中ではレンタル業者の重機等を借りてやっておりますので、自前の町内業者の自前のやっぱり重機等はたいへん少なくなっていると思いますので、そういった意味でレンタル会社の方が、西伊豆町内に重機等を置いて営業していただければ、いざという時にたいへんな大きな役割を働いてくれるものだと思っております。でありますので、ぜひ町が、高台に事業所の誘致という形で積極的に取り組んでいただければありがたいと思いますけども、そのへんについてはいかがでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　町のほうとしても、そういった重機レンタル会社さん、若しくは、あそこの高台につきましては、物資ヤード的なものでも活用していきたいというふうに思いますし、以前から災害で出たごみといったら変ですけど、そういった瓦礫などを受け入れる状況も作っていかなければいけないというふうに思っておりますので、議会の皆さまにお諮りをしながら事業を進めていきたいと思います。

○議長（山本智之君）　浅賀元希君。

○２番（浅賀元希君）　これは町民にとって大切なことであると思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただけますようお願いいたします。それから避難所についてなんですけども、これは先ほど壇上から質問いたしましたけども、津波等で家がなくなった場合ですね、やっぱり高齢化率が高い当町においては、そのあと高齢者の人が建て替えというのは、ほんとに厳しいものだと思います。そんな意味で、一時避難所じゃなくて、やはり避難所、長期滞在できるような避難所を、難しい話ですけど検討していかなければならないかなと思います。これは僕の案ですけど、例えば事前に仮設住宅ができないかとか、空き家を活用したり、今

後中学校の建設がありますけども、今いる西伊豆中学校の校舎を活用するだとか。昔ぼくらが子どもの時には、隔離病舎等がありました。ああいったことを参考に、事前の準備というか、しておかなければ、いざという時に住民の方が路頭に迷ってしまうんではないかということで、ぜひ検討していただけないかなということですけど、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　一足飛びに仮設住宅まで話をしてしまいますと、逆にお荷物になってしまう可能性もございますので、町としては学校の統合新設に合わせて、そこを避難所として活用していきたい。その避難所生活をされている中で仮設住宅を国県、または自衛隊などのご協力を頂きながら建てて、そちらに移っていただくというのが普通のルーティンじゃないかというふうに思います。平常時から仮設住宅を造った場合、それをだれが維持管理していくのかという経費の問題も当然ございますので、ケースバイケースで最善の策を取っていきたいというふうに思います。ただ、今の現状としては避難所は仁科地区には開設することは難しいというのが現状でございます。

○議長（山田厚司君）　浅賀元希君。

○２番（浅賀元希君）　私、心配症かもしれませんけども、やはり広域災害の場合、いくらその自衛隊とかといっても、こんな小さな町に順番がまわってくるのがいつになるのかなとちょっと不安があったものですから、やはり平時の時考えておかなければいざ有事で一斉になった時に立ち遅れてしまわないかなという懸念がありまして、質問をさせていただきましたけども、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　ですので、平時の時に仁科地区については新しい学校が下駄を履かせておりますので、当然校舎は被災をしないと。被災をしない上の階につきましては避難所として活用するということで進めさせていただきたいと、今までも言っているところでございます。田子地区につきましては、現在の田子小学校の校舎と体育館がございますので、屋根がございます。宇久須地区につきましては、現有の西伊豆中学校と賀茂小学校が、こちらが使えますので、これが避難所になります。安良里地区につきましては、消防団の詰め所の２階がございますが、面積的には足りないんではないかというご指摘もいただいておりますので、今後ここについては検討していかなければならないと思います。ただ、避難所だけの意味で建設をしますと、通常時何も使わないものを建てておいておくということも、これはなかなか公共の仕事としてはできませんので、なんとか複合的にいろいろなものと抱き合わせ

をしながら建設するほうが、コスト的にもランニングコスト的にも考えて、一番ベストなんではないかということで、いろいろ議論を進めているところでございます。

○議長（山田厚司君）　浅賀元希君。

○２番（浅賀元希君）　一時的な避難所として学校等は使えると思うんですけど、学校も授業が再開等になりますと、当然使えなくなります。それから先ほど言いましたとおり、高齢者が多いものですから、今度はそこから避難してというか移って住む所がないような心配があります。その時には今町長のお話ですと、国の方が支援に来てくれるんじゃないかなという話んでしたけど、それで間に合えばいいんですけども、私としてはなんか心配が残るものですから、質問をさせていただきました。質問的には、最後になりますけども、まず町の施政といたしまして、家屋ですとか昨日も出ましたけども、家具の倒壊を防ぐ支援、それから避難タワー、津波から身を守るための避難タワーや避難場所の整備を行い、その後は行政として住まいや食料を確保しますから、とにかく自分の命は自分で守ってくださいという体制づくりが、安全で安心して暮らせる災害対策と思いますが、そのへんの認識はそういったことでよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　認識的には浅賀議員のおっしゃるとおりでよろしいかと思います。先ほど答弁をしたのちに議員がおっしゃったように、たしかに学校が再開した時にはどうするんだというご懸念もごもっともだと思います。町としてはそれのために旅館、ホテルさんなどと災害協定を結んでおりますので、被災後ホテルや旅館の状況を把握して、安全に活用ができるということが見込めるのであれば、そういったホテルの部屋をお借りするということでも話を進めておりますので、全く西伊豆町としては避難所以外に生活する空間が提供できないというものではないという事だけご認識をいただきたいというふうに思います。

○議長（山田厚司君）　浅賀元希君。

○２番（浅賀元希君）　ぜひ前向きにお願いいたします。最後に締めになりますけども、第２次の西伊豆町総合計画に国土強靭化という段があります。その中に脆弱性の評価結果ということがありまして、具体的な対策が数多く記載されていますけども、現状では実施している対策があまりないように思われました。昨日の町長の所信表明に、できることから着実に施策を実施してまいりたいとのことでしたが、できることからという考えではなくて、やるべき課題を早急に優先順位をつけて、やらなければならないことからやるという考えをもとに実行してい頂きますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（浅賀元希君）　２番、浅賀元希君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩　午前１０時５４分

再開　午前１１時０２分

◇　仲　田　慶　枝　君

○議長（山田厚司君）　休憩を解いて、再開します。

一般質問を続けます。

通告６番、仲田慶枝君。

３増、仲田慶枝君。

〔３番　仲田慶枝君登壇〕

○３番（仲田慶枝君）　同じく新人議員二人目の仲田慶枝でございます。では、議長のお許しをいただきましたので、私も壇上より質問をさせていただきます。

私の質問は３点でございます。まず１、文教施設整備事業について。２、津波避難施設について。３、観光についてでございます。

では、具体的な質問内容に移ります。

１.文教施設整備事業について

第２次西伊豆町総合計画には、文教施設の再編として、「施設一体型の小中一貫教育の開設を目指す」とあります。現に西伊豆中学校と賀茂中学校は統合され、新たに西伊豆中学校が誕生しています。

しかしながら、小中一貫校の建設計画は当初予定より遅れており、当該保護者からは一日でも早い子供たちの安心安全な教育環境の整備が求められています。

年々減少する出生数を思うとき、子供たちは私たち住民のかけがえのない宝物であり、住民にとってこれは最優先課題だと考えられます。

伺います。

（１）現時点での進捗状況はいかがでしょうか。

（２）計画が遅れることによる資金計画への影響はどのようなものでしょうか。

２番目の質問でございます。津波避難施設について。

町民防災会議やCEMI（NPO法人：環境防災総合制作研究機構）という機構の指導により防災対策にここまで住民が関わってきました。その中で町内には津波避難困難区域が存在することが分かり、現在津波避難タワーなどハード面の設備、整備が順次進められています。

しかし、最も多くの住民が住む仁科浜地区における緊急避難場所の問題は、未だ解決しておらず、ここには役場庁舎も存在することから、一刻も早い緊急避難場所の確保が必要と思われます。

また、仁科地区には指定避難所が十分ではありませんが、これは津波から安全に逃げられる場所に適切な施設がないからです。災害は地震津波のみならず豪雨災害、土砂災害も想定しなければならず、避難施設の確保は喫緊の課題と思われます。

（１）仁科浜地区の緊急避難場所の確保はどうなのでしょうか。

（２）仁科地区の指定避難所の確保はどうなっているのでしょうか。

３つ目です。観光について。

昨年来のコロナ禍で、インバウンドをはじめとし観光客は激減しています。観光業で成り立っている西伊豆町ですが、かつての様なマスツーリズムが今後復活するのかどうかは懐疑的であり、旅行形態の変化、観光ニーズの多様化等に対応していかなければならないと考えます。

第２次西伊豆町総合計画には、「観光業を持続していくためには、世界にアピールできる観光地づくりを図るため、新たな魅力や価値の創出が求められる」とあります。

伺います。

（１）ウィズコロナ、アフターコロナに向けての観光誘客の取り組みは、どのようになっているのでしょうか。

また、2015年国連サミットで採択されました2030年までの達成を目指す17の「持続可能な開発目標」SDGｓの中でも観光は重要な要因となっております。自然、遊び、歴史、文化、食、温泉、暮らし、全てを楽しんでもらうツーリズムが今後の観光では外せない視点となります。

地域住民の気持ちを反映し、そしてさらに保全につなげ、持続可能な観光を推進するサステナブルツーリズムです。これには、各関係者間の情報共有、コミュニケーション、更にはツアー作りまでの連携が必要と考えます。

（２）町のサステナブルツーリズムへの取り組みを伺います。

壇上での私の質問は以上でございます。

○議長（山田厚司君）　町長。

〔町長　星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君）　それでは、仲田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな１点目の文教施設整備事業について。

（１）現時点での進捗状況につきましては、小中一貫校の建設につきましては、令和３年度当初予算に計上をいたしました。旧西伊豆中学校校舎及び、屋内運動場の解体工事や工事用進入路の工事は7月か８月頃に工事発注したいと考えております。また、４月28日の臨時議会においてご承認されました周辺家屋等３棟の地盤変動影響調査業務委託は５月14日に発注をしております。今回の定例会におきまして、小中一貫校及び屋内運動場設計業務委託費などを補正予算に計上させていただきましたので、ご承認いただきましたら早急に進めていきたいと考えております。

次に（２）の計画が遅れることによる資金計画への影響につきましては、現在のところ建設工事の着工年度、事業費等が確定しておりませんので、確かなことは言えませんが、令和７年度までに工事が完成する見込みで合併特例債を上限いっぱいに 19 億円借りた場合と、計画が遅れ合併特例債が利用できず、一般公共事業債を借りた場合で歳入上限を同一にし比較をいたしますと、合併特例債が利用できなかった場合、返済に伴う一般財源の持ち出しが、４億 600 万円ほど増える見込みでございます。

次に大きな２点目の津波避難施設についての（１）仁科浜地区の緊急避難場所の確保につきましては、緊急避難場所の確保は必要であると考えますが、避難場所の確保に大きな費用がかかります。事業や計画をご理解いただき、予算の確保をしなければなりません。現状では町内の緊急避難場所は全体で46か所、そのうち仁科地区は19か所、仁科浜地区においては３か所で、新たに完成した浜津波避難タワーを加えますと４か所になっております。

次に（２）の仁科地区の指定避難所の確保につきましては、県の想定する津波が発生した場合には、仁科地区には指定避難所の確保は不可能であると思います。現状では指定避難所については、全体で21か所、仁科地区については堂ヶ島のホテルを除きますと、やまびこ荘、一色公民館、寺川集会所、海名野公民館、大浜コミュニティー防災センターの５か所となります。

次に大きな３点目の観光についての（１）ウィズコロナ、アフターコロナに向けての観光誘客の取り組みにつきましては、ユーチューバーやインフルエンサーなどを活用し、台湾を始め海外にも情報発信をしてまいりましたが、残念ながら昨年１年間は出鼻をくじかれた状

況となってしまいました。ただ、コロナ禍での政策としてバイシズオカ・バイヤマナシ富士山キャンペーンなどを行い、県内や近隣県には今まで以上にＰＲをすることができたと思っております。今後も国内、国外に積極的に発信するとともに、既存の観光ツールだけでなく、自然をもっと体験できるようなメニューや仕組みを作っていくことが必要であると思っております。

次に（２）の町のサステナブルツーリズムへの取り組みにつきましては、今までは観光に関しましては観光業者さん任せのようなところがございましたが、いろいろな視点や思考がありますので、多くのご意見を聞きながら新しい観光を作っていくことが必要であると思います。ただ、注意しなければいけないものもございまして、既存の権利や法的な権利、安全、他に迷惑がかからないようにするなど、共生をしていくことが重要だと思います。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山田厚司君）　仲田慶枝君。

○３番（仲田慶枝君）　では順番に再質問いたします。

文教施設整備事業についてでございますが、仁科にあった西伊豆中学校は閉校となって賀茂中と統合され、そして新たな校舎の完成を待っている状態です。３つの小学校では生徒数が少なくて、今年度田子小では５年生、６年生、賀茂小では２年生、３年生が複式学級になってしまっています。早く小中一貫校に統合されれば、複式学級も解消されるのかなというふうに思います。お友達も増えますしという事で、子供たち、保護者は待ち望んでいるんだと思うのですが、現時点で 2018 年から当初計画ができておりますが、その頃の当初計画と照らし合わせて具体的にどのくらい遅れているというのはわかるものでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　スタートをしておりませんので、お尻がわかりませんから明確にはわかりませんけど、現時点では１年は確実に遅れていると。このままずるずるいきますと、２年間送れる。そういう状況でございます。

○議長（山田厚司君）　仲田慶枝君。

○３番（仲田慶枝君）　遅れている。遅れている事によって、何か支障と言うかあるのでしょうか。と言いますのは私も新人議員で慣れておりませんが、令和７年の開校、令和７年の開校というのが耳に入ってきています。なのでそこになんか拘っているような理由があるのかしらということも思います。もしあるとしましたら、その急ぐ理由でございますが、急ぐ理由を少し整理してお答えいただけるとありがたいですが、お願いいたします。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　議員の大きな１点目の（２）の資金計画の影響というご質問ございましたけど、お金的なもので言いますと、当初計画から２年遅れまではなんとか合併特例債が使えますけども、これが３年遅れに突入してしまいますと、合併特例債が使えなくなりまして、普通の建設何とか債というものになって壇上で言ったように４億600万円の持ち出しが増えるというようなことがまず１点、お金のことはさておいて、ほかに何か理由があるのかというふうに言いますと、特に仁科地区の方につきましては、特に大沢里ですけど、40分以上かけて中学校に通い続けていただかなければいけないという状況がございます。ただ、それは仁科地区の問題でございまして、宇久須の方からしてみれば、通学時間はゼロの状況でございますから、おっしゃる方の立場、また住んでいる場所によってメリット、デメリットは当然変わってくるんではなかろうかというふうには思います。

ただ、一番子供の数の多い地区は仁科でございますので、延びれば延びるほど影響というものは大きくなっていくというふうに思います。加えて、宇久須の洞の神田、大久須こちらから仁科に仮に通った場合は、通学が 25 分から 30 分かかったとしても今大沢里から通っている子は１時間近くの通学時間がかかりますので、やはりその影響を考えると町の真ん中に造るのが一番ベストではないかというふうに町としては考えております。

○議長（山田厚司君）　仲田慶枝君。

○３番（仲田慶枝君）　整理させていただきますと、その急ぐ理由というのは、資金繰りの問題が一つとても大きいということと、それからやはり子供たちの不便ということでしょうか。この２点だけでございましょうか。

○議長（山田厚司君）　教育長。

○教育長（鈴木秀輝君）　今の小中一貫校ができる経緯の中で、宇久須地区の保護者の皆さまの了解として、新しい安全な校舎ができるならばというようなことで、仁科地区に将来的に通うことの了解が得られたと聞いております。また、仁科地区の保護者の方につきましては、３年間の間、新校舎ができるまでの間であるならばというようなことで、宇久須の場所に通うということが了解をいただいております。そういう約束ごとがあって、約束といいますか、そういう了解があったわけですから、それをできるだけ早く実現するようにしたいなという、そういう思いがあります。

それと先程、複式学級の話がありましたけど、令和６年度本来ですと統合しているはずだったんですけど、その年には賀茂小学校と田子小学校では複式学級がそれぞれ２つになって

しまいますので、町内全体で複式学級が４学級存在するようになるということで、非常に複式学級を開始をするための講師の確保がたいへん難しくなる。今年やっと２人の講師を見つけることができましました。その面で難しさがいっそう増える。これがさらに７年度以降もずっと続くわけですから、そういう複式学級の解消はさらに遅れていくということになろうかと思います。そのほかに、ほかの町村の合併とかもありますので、あまりずるずる町村の中学校の統合とか、小中の学校の一貫校とかそういうものが、話が検討されていますので、たぶんそういうのにぶつかってくるんではないかと思います。そうした時に教職員の人事の面で一度に大量な人間を減らさなければいけないということで、いろいろな支障も出てくるのかなと思います。そういう面ですと、令和６年、令和７年度は、ほかの市町では、学校の統合等の話はありませんので、できれば西伊豆町はそこの間でできるとありがたいなと思っているところでございます。

○議長（山田厚司君）　仲田慶枝君。

○３番（仲田慶枝君）　いま伺った話は初めて伺って、とても考えなくてはいけない、特に教職員の問題というのは、要するに平たく言えば先にやってしまったほうが人事のやりくりが楽になるのかなというような意味合いでしょうか。先生方の雇用の問題に絡んでくることでございますね。そうしますと、いったん整理しますと資金繰りの問題、それから子供たちの便、不便の問題、そして今複式学級のこと。小中一貫に統合されれば、複式学級は減ると。全くなくなるということではないですよね。こういう聞き方で、すみません。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　今の現状でいきますと３校が１校になれば複式学級はすべて解消されます。ただ、今後の出生数がどうなるのかわかりませんので、半永久的に複式がなくなりますとは言えません。特に来年の入学生は宇久須が２名、田子が２名、仁科小学校も一桁でございますから一応複式にはなりませんけど、そのぐらい子供の数は減っているというのが現状でございます。

○議長（山田厚司君）　仲田慶枝君。

○３番（仲田慶枝君）　不慣れでちょっと失礼いたしました。整理の途中でございました。複式学級の問題とそれから教職員の先生方の人事の問題ということで、だいたい４点ぐらいに整理されてくるという認識でよろしいわけですね。では私が伺いたかったのは、特に伺いたかったのは、財政負担の問題でございます。先ほどの町長のお話では合併特例債が使えない場合には４億600万円ぐらいの町の負担が増える。返済金額が増えるとおっしゃいました。

合併特例債のことでございますが、私は今までこういうことはあまり考えたことがなかったので、少し整理をいたしましたが、賀茂村と西伊豆町の合併は2005年ですよね。もともと合併特例債はふつう10年間、合併後10年間で利用できるというものだったところが、東日本大震災の建築事情、震災後の建築事情のこと、それから今はオリンピック、パラリンピックの建築事情このような事情が重なってきて、合併特例債の利用期限というのが５年に延長され、そしてもう５年再延長されるということで、今20年間利用できるという解釈ですよね。20年間は起債が可能になっているので、西伊豆町としては2005年から20年足せば2025年までに工事が完成すれば合併特例債が利用できるというような判断でよろしいんでしょうか。これが、もし遅れて合併特例債が使えない時に、先ほど町長は何ておしゃいました、一般公共事業債、地方債です。これを使うことによって、負担がもっと増えると４億600万とおっしゃいましたけど、このへんのところをもう少し詳しくお教えいただけるとありがたいのですが。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　おっしゃるとおり合併特例債につきましては、当初10年だったわけでございますけども、いろいろな諸事情で５年５年が延びてトータル20年という枠で今進んでおります。先程頼から一般質問でもございますように、このコロナ禍におきまして、国の財政状況も当然悪化をしておりますので、この20年が25年というふうに延長されるということはほぼ見込めないのではなかろうかというふうに思います。ですので、町としてはお尻は確実に令和７年にやってくるんではなかろうかというふうに考えておるところであります。合併特例債と一般公共事業債の違いでございますけども、試算としてはまず借入額の19億円は両方同じ額を当てはめまして、償還につきましては15年償還、利率は0.5パーセントで計算をしております。ただ、ここから違うのが、合併特例債につきましては、交付税算入率が70パーセントございます。ただ、公共事業債のほうにつきましては、交付税算入率が50パーセントとここに20パーセントの開きがございますので、最終的に国の方から交付税として入ってくるお金が少なくなる。その金額が４億600万でございますので、当然持ち出しが４億600万増えるという計算になってくいるということで､町の負担が増えますということになります。

○議長（山田厚司君）　仲田慶枝君。

○３番（仲田慶枝君）　ありがとうございました。そういうことになりますと、だいたいその一般公共事業債を使った時には、要するに交付税の戻り率が 50 パーセントぐらいになって合併特例債のような有利なものではないということなので負担が増えるので、できればその

ような有利な制度は使えるうちに使っておきたいとう認識なんだと思います。そうすると、そこから逆算すると今年度中に基本設計に着手しないと間に合わないと。そういうような認識でよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　この先何が起こるかわかりませんので、なるべくであれば今年度中に方向性を決めて取り掛からなければ間に合わないというふうに、町としては試算をしております。

○議長（山田厚司君）　仲田慶枝君。

○３番（仲田慶枝君）　理解できました。昨日からの私は初めての議会でございますが、論議を聞いておりましても、ふるさと納税の今後の見通しのこととか、コロナ禍における先行きの不安も相まって施策と資金繰り、やりたいことがあってもお金が大事という事例も常について回っているんだなと私は感じました。子供たちは町の宝物ですから、この子たちと比べてお金のことというのは、私は優先順位はずいぶん低いと思いますが、町の財政のためには、できるだけ早い着手が望ましいということでよろしいわけですよね。

私は次にもう一つ、盛り土の問題についても少し言及させていただきたいと思います。小中一貫校は都市計画法の改正によって盛り土ができなくなったということでございます。でも先ほど町長おっしゃったように、最も多くの人口が住んでいるこの仁科において、やっぱりここで町の機能を維持することを考えた時に、私はあそこに建てるという判断に、私は異論はございません。あそこに建てるのがいいんだと思います。しかしながら事情が変わりました。まだ基本設計は立てていないということでございますが、安全な方策を取った上で施設を建てる。令和２年に示された基本構想からの変更はあり得るというふうな解釈で、お考えでよろしいでしょうか。伺います。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　まだ仲田議員は議員でなかったので、その当時の資料はお持ちになっているかちょっとわかりませんけども、当時は下駄を履かせまして２階が教職員室であったりとかそういったもので、３階以上が子どもたちの通常使う教室。それ以外のなんとか室、要は音楽室とか美術室とかというものにつきましては、もしかしたら２階とか１階にあったのかもしれませんけど、通常生活する空間は３階以上で安全な所でというものを想定しておりました。

ただ、この法改正がなされたことによりまして、開発面積全体の盛り土も不可能というよ

うなことがございますので、今後そういったものを踏まえてですね、今までの計画を少し変えなければいけないんではないかということは考えております。まだ基本設計はこれからお願いをし、その後詳細設計ということで、これから私たちは予算を取って議会の皆さんのご理解をいただきながら、それが議決をされたのちには、教員であったり地区の方とお話をして、どういったものが有効であり、また必要なのかということを検討した中で話を進めていかなければなりませんので、その中で多少の計画の変更ということは、あり得るんではなかろうというふうに思っております。

また、当初考えておりました時には、開発面積が多かったので、地下室の貯水池を造らなければならないといようなこともありましたが、面積が減ることによってそういったものは必要なくなるということも当然今後出てくるかと思いますので、建設費用につきましては、軽まっていくことは可能かなというふうに思っておりますから、話が進み始めましたら全体を通した中でいろんな方のご意見を頂き、最も有効な建物になるような形を取っけいればというふうに思います。

○議長（山田厚司君）　仲田慶枝君。

○３番（仲田慶枝君）　当初の図面、私、実は見せていただいていて、１階部分に少しあったとありました。なのでこういう事情になりましたので、ちょっと基礎をちょっと高めに盛るとかですね、１階部分はやはり居住空間は造らないというような考慮をしていただきたいと思います。できるだけ早い着手をお願いして、私のこの件に関しての質問は終わります。

ありがとうございました。

では次の津波避難施設の問題について移らせていただきます。私、質問を２つ出させていただきましたが関連がありますの一括で再質問をさせていただきたいと思います。ここから、ちょっと避難場所とか避難所とかまだ大混乱の言葉が出てくるので、ちょっと私の頭を一回整理させていただきたいんですけど、避難場所、緊急避難場所、避難地というのは災害が発生した時に一時的にその災害から逃れるために行くと。避難所というのは災害が起きてしまった後に自分の家に住めなくなった時に、戻れなくなった時に住民が一時的に滞在するという認識で私はここから先、話を進めさせていただきたいと思います。

私は、西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会という所に所属しておりますが、その西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会と伊豆半島ジオパークは東日本大震災からの教訓を得て、西伊豆町民は津波では死なせないと活動をしてまいりました。2015年から16年にかけて町内を６か所に分けて地図を持って、住民の皆さんが防災町歩きなさいま

した。

避難地までに潜む危険をチェックし、ＧＩＳ、ジスですね、パソコンに地理情報システムに落とし込むのですが、その作業をいたしました。どうやったら助かるか、話し合いました。この町歩きには延べ 445 人の方がご参加くださいました。皆さまでそのあと話合うんですが、ここに自転車置いておくと避難には邪魔だねとか、プロパンガスは固定しておかなきゃだめだね、このブロック塀は危ないな、そんな話をしながら皆さん自分で工夫と言うか、なさっていたわけですよね。

その時に指導に来てくれた静大の先生がおっしゃるには、皆さんもうちょっと行政への注文言ってもいいですよというくらい皆さん自助ばっかりなんです。自助、共助、公助のうちの自助ばっかり皆さんその町歩きの時におっしゃいました。こんな素晴らしい住民の集まりなんだな、西伊豆町民て。私はその時に感動して、これならみんな助かるなと思いました。だがしかしやはりですね、自分たちの努力だけでは無理なものは無理なのです。必要なところは設備を造る。これが公助だと私は思います。

その後、この町歩きのデータをもとに、津波避難マップを町は作ってくれました。これですよね、これを作ってくれました。さらに西伊豆町津波防災地域づくり推進計画も作りました。そして 2018 年には先ほど言いましたセミですね、環境防災総合制作研究機構と契約をして、防災対策を進めてまいりました。2016 年のこの避難マップから、さらに話し合いを進めることによって何が必要か、私たちが助かるために何が必要かがはっきりしました。避難困難区域があぶり出されました。

そこでこのようなルールブックも各エリアでできました。皆さん、これ熟読なさって、たぶんテレビの横に皆さん置いてあるんだ。玄関かどこかに置いているんだと思うんですが、これが、この時にわかった最も悲観的だったエリアの一つがここ仁科の浜です。高齢者も多いですし、さらについ最近わかったのは、この役場庁舎が津波に耐えられない構造だということがわかりました。地域の方々は今まで役場に行けばいいと思っていたのですが、それが不可能になりました。大切な役場職員の命も絶対に守らなくてはなりません。

この浜周辺には、津波避難困難区域が存在します。先ほどおっしゃっていましたけど、要するに１分間に60メートルだいたい歩けると想定していって、３分間で200メートルと。200メートルの範囲内に逃げられるところが避難地があるかということですが、200メートル以内に到達できる避難地は近くにはございません。今、津波が来たら、ここの人たちは助からないことになります。津波ってレベル１、レベル２の津波ことですね。

私は選挙活動の間に各場所で街頭演説させていただきました。演説が終わってから帰られない方がいるんです。若い男の方でした。僕は東日本大震災の後現地に支援に入りましたと。ものすごい光景でした。今でも忘れられないです。本当にひどかったです。被害想定っていったい何だったんだと思いましたと。お願いします。絶対ここのみんなの命を守ってください。と浜の方です。おっしゃいました。実は役場の職員の方でも、震災直後に現地に派遣された方々がおります。学校の校舎の３階の窓に車が刺さってたんですよ。その学校それでも高台にある学校でしたよと、私に話してくれました。

被害想定は絶対目安、参考にすぎません。絶対なものではない。私は今ここにいて、私に票を入れてくださった方々のお声をお届けするのが役割だと考えております。ここの浜は被害想定でも、津波浸水の中心地です。ここに本当に大勢の人たちの命を守る津浪避難施設の建設が、私は絶対必要だと本当に思っています。昨年度の会議で、町の提出した津波避難施設の建設案は否決されました。先ほど町長のご答弁では難しいと答えられました。でも、駿河湾の真ん中を走る東海トラフは過去600年代から、100年から150年というインタバルでコンスタントに地震は来ています。今、一番最後の1854年の安政の地震から167年起きていません。私は、一刻も早い建設をすべきだと思いますが、町長は今、どのようにお考えでしょう。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　町の立場といたしましては、これまでも造ってまいりました仁科浜、安良里、これから造ります沢田、下月原につきましても、避難する場所がないので今建設をしているという状況でございます。ですから町の立場としては、ここには避難する場所がないので建設をしてきたいというふうには考えておりますけども、今後それを進めるんであれば当然議会の承認を得ていかなければなりませんので、どういったものが有効なのかということは検討する必要があるというふうに思っております。

加えて役場の場合ですと、当然、地震津波のほかにも風水害のことも考えなければいけないということで、西伊豆町内、台風または前線が発生しました時に、各４か所に避難場所を開設いたします。田子につきましては公民館が一応高台でございますので、いいわけですね。安良里につきましては消防団詰所の２階、宇久須については住民防災センターというようなことで、もし逃げている場所がそこに人がいた時にですね、同時に地震津波が仮に発生したとしても、助かる場所ということを目安に今までそういった開設をしておりました。ただ、残念ながら仁科は福祉センターの２階の娯楽室を避難場所としているんですけど、その時、もし地震津波が同時に発生した場合に本庁の屋上が２次的な避難場所という想定でしたけど、

耐浪調査の結果、ないということになりますと、今後、前線や大雨が発生する可能性が出てきた時には、仁科の方たちを受け入れる施設がそもそもないという状況でございますので、できるんであればそういったものを含めて、風水害と津波地震に耐えられる建物というものが必要だろうというふうに考えております。

○議長（山田厚司君）　仲田慶枝君。

○３番（仲田慶枝君）　さらにその津波避難複合施設について、私も言及いたしたいと思います。緊急時の人間の行動には法則があります。皆さん正常化バイアスという言葉とか聞いたことおありでしょうか。パニックになった時に、人間て無意識に取る行動があるんです。法則があるのですが、その中に慣習行動というのがあります。慣習は習慣の慣、慣れるという字に習うという字ですね。慣習行動というのがあります。緊急時に、人はいつもやり慣れていることをしようとする。無意識にやり慣れていることをしようとするというものです。これが普段の避難訓練が重要だという、ゆえんでございます。

災害対策をハードとソフトに分けた時に、ソフト面では練習がすべてです。たらたらでもいいし、おしゃべりをしながらでもいいですし、避難地までとにかく歩く、練習しておくことが大事なのです。昨年度、提案にありました複合施設のところ、３階部分の畳敷きの避難所の提案がございました。平常時にはサロンもいいし、ヨガにでも使ってくださいというものでした。

町がこの慣習行動の法則を知っていたか否か私は不明でございますが、こういう施設がある所は避難場所としては理想なんです。理想的です。特に高齢者の多い地区では願ってもないことでございます。毎日避難訓練やっているようなものですから。パニック時にも自然にここに足が向かうということになります。ちなみにこの法則は、余談ですが西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会の会員さんはみんな知っています。養成講座で学んでいることです。

昨年度の案では、高さ 19 メートルの避難施設うちの３階部分については、ここは津波の被害想定とすると十分な高さではないので、今町長がおっしゃったように津波避難場所としてではなくて、豪雨災害、土砂災害の時には雨風をしのげる避難場所として機能するというような概念であったと記憶しています。避難施設に、このような施設を入れておくというようなことは高齢者の町ではとても安心材料になります。建築費が高額に及ぶということもありますが、私なんか西伊豆町を思ってくれて寄付しくれるふるさと納税なんか、このあたりに充てていただいて、西伊豆町民の命に使っていただければいいんじゃないのかしらなんて素

人考えでは考えますが、町長この避難施設ですね、避難設備、ここに避難所を備えた避難施設を建設するという考えは継続していただけますでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　当初、町が提案しましたものは、そこにプラス消防団の詰所を入れてございます。というのは消防団の詰所も老朽化が激しくて、沢田の詰所につきましては、コンクリートブロックで造られているもので、当然数年前から雨漏りがしているという状況がございました。ですから当然そこの改修は必要となります。近年、天井のたぶん改修をして予算を使っていると思いますし、すぐそこに仁科の詰所がございますけども、これも、もうぼろぼろでございまして隙間風が入ってくるというようなことで、今年も改修費を予算計上してあります。町としては、改修経費が今後コンスタントにかかっていくんであれば、新たなものを合わせて建設しておくことがベストではないかというふうに思っておりますし、津波は毎日来るわけではございませんので、通常時と有事これを分けてですね、通常の平時につきましては一番出動のしやすい所、有事の時には、もうたいへん申し訳ないんですけども、消防車両はあきらめていただきながらも通常に備えるということで、同時にそこに建設をさせていただきたいというふうにしておりました。

建設費につきましも、消防団の詰所を使うことによって、消防のそれ専用というかですね、それを造るがために過疎債が活用ができたりというようなメニューが当然ございますので、なんとか町の建設費をいろいろなテクニックを使いながら抑えていきたいというようなもので計画をしておりました。合わせ技を使うことによって、町の費用の軽減も図れるということで、提案をしておったわけでございますけども、なにぶんにも承認をいただかなことには事業は進んでまいりませんので、議会の皆さまが今後どのようにお考えになるのかということをお聞きしながら、そういったものはもう一度議論をさせていただければありがたいというふうに思います。

○議長（山田厚司君）　仲田慶枝君。

○３番（仲田慶枝君）　こちらも先ほどの文教施設と同じでございますが、過疎債等を利用することによって町の返済金額は思ったよりも少ないということだったと記憶をしております。

さらに最後に、このことについては、最後の質問でございますが、仁科地区は指定避難所が実は５か所あるんです。おっしゃいました。ただ、仁科の浜にはありません。大浜の公民館以外に適当な公共施設が、仁科にはないのが現状でございます。５軒のホテルが指定避難場所の協定を結んでくれています。充分な標高ですので、ありがたい話ではありますが、堂

ヶ島までの道のこととか不安はございます。やはり沢田、浜、築地の方々の避難所の整備、津波浸水域内でもですね、先ほど不可能だとおっしゃいました。それは津波浸水区域内に建てなければいけないんですけど、それは指定避難所になりえないということですよね。というようなことでございましたので、津波浸水区域内で安全を確保した避難所、指定避難所じゃない避難所の整備が早急に必要だと考えます。

先ほど町長は、小中一貫校、下駄を履かせた小中一貫校の上部は避難所機能として使えるだろうということをおっしゃっていました。再度確認します。このエリアで、避難所はやはり小中一貫校ができた暁にはそこの上部のほうを避難所として使えるというような考えでよろしいでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　これもですね、避難所として使えるようにするということを、今、計画で一本作っておりまして、この計画を作ったおかげで、国から８億円のお金を引っ張ることができるということになっております。ですから、今後、学校を統合新設する時に避難所として使わなければ、今度そのお金が来なくなるということもございますので、町としてはなんとしてでも町の経費を１円でも無駄に使わずに、なんとか国県のご支援をいただきながら、そして町民のためになる施設を作りたいということで進めておりますので、指定避難所というかですね、避難所として機能しない建物を作る考えはございません。

○議長（山田厚司君）　仲田慶枝君。

○３番（仲田慶枝君）　一日も早いこの津波避難困難区域での解消をお願いして、この件について私の質問を終了いたします。では最後、観光について再質問いたします。

先ほど町長がお答えいただいたところでは、ユーチューバーなど積極的に発信していくというようなお答えでございましたけど､もう少し具体的に何か積極的な発信というところを、地域を活かしたメニューのアピールでありますとか、そのような具体的に考えていることはおありなのでしょうか。伺います。

○議長（山田厚司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島　司君）　２つ目の質問にも関連してくるかもしれませんけども、サスティナブルツーリズムということで、町ではこれまで、あまり積極的に行ってこなかったのが現状でございまして、議員のおっしゃるように、その必要性というものをすごく感じているところでございます。ただ、町が今後進めていく事業の中で、５月21日の議会全員協議会で説明をし、本議会において第３号補正予算にも計上させていただきました国の地方創生

推進交付金を活用した第１次産業プロジェクト、予算上では循環型社会構築事業というふうに記載してありますが、それがいわゆる情報発信サスティナブルツーリズムの１つになるのではないかなと考えております。サスティナブルツーリズムを今後推進するために、循環型社会構築事業におきましては、観光コンテンツを増やしていきたいというふうに考えておりますが、町では株式会社西伊豆プロジェクトさんと６月14日に包括的地域連携に関する協定を締結する予定でございます。その会社のほうと進めていきたいというふうに考えておりますけども、まずは今年度、既存の観光コンテンツを周知するためのクラウド配信システムを構築いたしまして、宿泊施設、それから飲食店、交通事業所等に液晶モニターを設置して、観光ツアーなどの情報が発信できる環境づくりをまず最初に整えていきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君）　仲田慶枝君。

○３番（仲田慶枝君）　この 2030 年のゴールを目指すＳＤＧｓは、やはり積極的に取り組まなければいけないことなんだろうというふうには考えます。国にも地方創生ＳＤＧｓというような取り組みもありますし、先ほど課長がおっしゃいました地方創生推進交付金を活用した第１次産業振興プロジェクト、これが進むと、これで形になっていくんだろうなという思いはいたしますが、このここのところ、もう少し詳しくご説明いただくことはできますか。

○議長（山田厚司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島　司君）　地方創生推進交付金を活用した第１次産業振興プロジェクト、循環型社会構築事業のテーマは、海と森の６次産業化で、林業と漁業を起点にした第１次、第２次、第３次産業を連携させ、雇用の創出と人口の維持につなげていきたいという内容でございます。例えば現在、はんばた市場がツッテ西伊豆という事業を行っております。漁業と観光が連携した事業でございまして、お客様にもたいへん好評を得ており利用者も年々増えております。業者も増えております。それから契約している船の数も当初４隻から 10 隻に増えているところでございます。このような各産業が、連携した観光コンテンツをもっと増やしていき、西伊豆町に来たお客さんに楽しんでもらうことが、サスティナブルツーリズムに繋がっていくものと思っておりますし、町の地域資源を有効活用して雇用創出し、持続可能な地域を作り上げていくことがＳＤＧｓに繋がっていくのではないかと考えております。

○議長（山田厚司君）　仲田慶枝君。

○３番（仲田慶枝君）　西伊豆町は観光で成り立っている主体の町でございます。ですから今

に生きる私たちが、この次世代に対し責任ある行動を取る。観光は、決して今の私たちが享受すればいいと、楽しめばいいというものではないと。壊すことなく、使い切ることなく、この美しく心地のいい西伊豆を未来に繋げると。こういうことを必ず頭の中に入れていかないと、これからの観光はたぶん成り立っていかないというふうに思います。さきほどおしゃいました、その第１次産業、地方創生交付金を利用したプロジェクトのお話でございますが、株式会社西伊豆プロジェクト、外部の民間業者を入れてということでございました。私は、ジオパークのこともやったりしておりますが、実はこういう世の中になって様々ないわゆるコンサルという会社が存在していて、国や県からのさまざまな交付金や補助金の申請などを請け負ったりします。私はこういう会社には結構千差万別あると思っていて、ただ１回交付金の補助金申請に関わっても、それでもうさよならみたいなところもをたくさん見てきました。このプロジェクトの性格から考えますと、今回の場合は長期にわたって、そして継続的に多くの人に関わって携わってもらわないと成果が望めないと私は考えます。今回委託する会社は、どのような会社なのでしょうか。プロジェクトを委託するに足る信頼できる会社なのでしょうか。この業者決定の経緯をご説明ください。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　会社の中身につきましては、のちほど担当課長のほうから答弁をさせますけども、私も就任したのちに四国の美波町さんにあわえさんという所がございまして、そこに視察に伺いました。ここは、いろいろなネットなどを使って仕事をする、今でいうところのワーケーションであったりとか、そういったものを率先してやられていたところなんですけども、ここというのは会社の社長さんが、もともとそこの町の出身で東京で企業をされて、ふるさとに戻って、そういった事業を展開しているというところでございます。

議員がおっしゃるように、よくそのコンサルさんは紋切り型で、あそこの町で成功したから、これを西伊豆町で同じ枠ではめて、とりあえず３年間やって、はいさよならっていうことをおっしゃっていると思いますけど、そういったところは未来に対しての責任がございませんので、期間が終わると撤退して終わるんです。そうすると国から来たお金を町が使って、当然東京の事業者さんに持っていかれますから、予算は動きますけど、実績は残らないんですね。ただ、この西伊豆プロジェクトを含めですね、今やっています安良里の昔の幼稚園の跡地で事業をしておりますけど、ここを基本的には地元の方を必ず核にしましょうということでやっております。そうすると地元の方とそもそも顔つなぎもできておりますし、あそこの息子のやっている事業であればという信頼関係ですね、というも構築しやすいということ

から、必ずそういった方が中に入るようにしなければいけないね。じゃないと、さっき言われたように紋切型で終わるし、責任もないまま撤退してしまうということでございますので、よくそこを見極めた中で、いろいろなそういった地縁のある方のつてを使いながら事業を進めているということでございます。

○議長（山田厚司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島　司君）　先程町長がお話されました徳島の視察には私も行かせていただきまして、その視察を終えまして、やはりサテライトオフィス事業を進めるには、地元出身の方などに西伊豆町をよく知り愛してくださっている方にお願いをして進めていくことが、美波町のような成功事例に繋がっていくのではないのかなというふうに考えまして、2018年の１月に西伊豆町出身で東京で会社を経営されている方に相談に行きました。

その方からは、首都圏でサテライトオフィスを誘致しても、西伊豆町を知っている人が少ないので、まずは首都圏で働いている人たち西伊豆町出身者または西伊豆町ファンの方などのネットワークを作ったらどうかというお話があって、ご提案がありＳＮＳを活用したり、ローカルベンチャー塾の開設、それから都内で西伊豆町民の会などを開催をしまして、幅の広い分野の方々と地道に交流を続けてきたところでございます。

その成果の一つといたしましては、今回取り組もうとしている循環型社会構築事業に協力してくださる人たちと繋がることができたという結果がございます。さらにその方が、今回のプロジェクトにおける観光分野だけでなくデジタル化などの新しい分野におきましても、町の仕事を支援する会社を西伊豆町内に設立したいという思いで、約３年の歳月がかかりましたが、昨年 10 月に設立されたのがこの西伊豆プロジェクトでございます。すでにコロナ禍の年末年始におきまして、帰省できない子供や孫と、高齢者を繋げるオンライン帰省などを実施したり、今月の 13 日には、西伊豆によく観光に来られます元全日本代表のバスケットボール選手にお願いをし、子供たちを対象としたバスケットボール教室を開催するなど、観光以外の事業にも積極的に取り組んでいただいているところでございます。

サスティナブルツーリズムへの取り組みについては、今お話ししたような経緯から、西伊豆町ご出身の方が経営するこの会社に依頼したほうが、上手にコーディネートしていただけるのではないかというふうに思っておりますので、この会社を通じまして、今後は観光事業者、地元の方々ともうまく連携をし、新たな林業、漁業、農業の体験ツアーなどを企画していきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君）　仲田慶枝君。

○３番（仲田慶枝君）　今日はＳＤＧｓの中でも特にサスティナブルツーリズムについて伺っております。私たちの住んでいるこの西伊豆町の自然であるとか文化であるとか、それから特産品、そんなものを活かす持続的な観光、そしてそれが進んでいくことによって雇用を生み、そして住民全体が潤っていく。住民が地域の良さに気付くと、それは保全につながっていく。そんなようなものがサステナブルツーリズム、おもてなしをすることになっていくのだと私は考えております。

このように地域の魅力を観光に活かしていくには、先ほども申し上げましたけど、多様な関係者が多分関わっていく必要があるんだと思います。観光協会だけではなくてということですね。やはり今まではどうしても一つのところがやってしまって、そして周りの理解がないままに進んでいって、１回で終わってしまうようなことは私も何度も経験しています。ですから、観光協会のみならず宿泊業者、飲食店、町内会、町内会もですね、地域住民の方々、それから何らかのＤＭＯですね、などなど、それぞれの力を集めて作っていく仕組みが必要なのだと思います。そういう仕組みを作って西伊豆町全体でおもてなしをする観光を作っていくべきだと思います。決して１回だけ数十パーセントの報酬だけ持って、そのままおしまい、さようならということがないようにしていただきたいと思います。私はこの件につきましては、今後も継続して注目していきたいと考えています。

以上で、私の質問を終了します。

ありがとうございました。

○議長（山田厚司君）　３番、仲田慶枝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は午後１時とします。

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時００分

◇　松　田　貴　宏　君

○議長（山田厚司君）　休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告７番、松田貴宏君。

１増、松田貴宏君。

〔１番　松田貴宏君登壇〕

○１番（松田貴宏君）　ただいま議長のお許しがありましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。

農業振興について

（１）先川地区に文教施設を建設する場合の農地転用について、町の考えを伺います。

①周辺農地にどのような影響があるのか想定しているのか。また、どのような対策を考えているのか。

②現在の耕作者については、そのような補償を考えているのか。代替の農地は町が用意するのか。

③人・農地プランは農地の利用について前提条件が変わるが、アンケートの取り直しは考えているのか。

④中地区にあっては、農地の利用について環境が大きくわかることになるが、残る農地については農業の振興を図るのか。

以上４点の質問で、壇上の質問を終わります。

○議長（山田厚司君）　町長。

〔町長　星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君）　それでは、松田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな１点目の農業振興について。

（１）先川地区に文教施設を建設する場合の農地転用についての①につきましては、建物の配置や高さによって、日照により農作物への影響が考えられますので、それらに配慮しながら計画をする必要があると考えております。

次に②につきましては、補償については農作物の補償などが想定されますが、補償内容につきましては今後耕作者と協議を進めていきたいと考えております。代替地については、町も協力して探していきたいと考えております。

次に③につきましては、アンケートの取り直しは考えておりませんが、状況に応じて営農推進のための検討を行いたいと思っております。

次に④につきしましては、計画が認められての話でございますが、詳細設計や工事施工にあたりまして、農家の皆さまや地域住民の皆さまと充分協議し、農業振興や生活に支障をきたさないように事業を進めていきたいと考えております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山田厚司君）　松田貴宏君。

○１番（松田貴宏君）　まず１番、周辺農地の影響なんですけれども、まず日照などの条件を考えていただけるということですが、そのほか、例えば現状の場所につきまして、その隣、一枚隣はどうなのかという話が農業委員会のほうで出た時に、教育委員会のほうから、そちら消防署と隣接すると音がうるさいのでちょっと離したいという話がございました。そのような話でありますと、例えば草刈り機、仮払機を日中使うとうるさいよとか、そういうのが出てきて控えてほしいなどの話が出ますと、少々営農の条件としては悪くなるのかなと思って、そのような影響、それから人通りが多くなりますと、道路の利用につきまして使いにくいよという影響が出るのではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　草刈りなどの影響につきましては、現有の仁科の認定こども園、あの隣などでも農業をされていらっしゃる方はおります。草刈りなどに関しまして、幼稚園、また認定こども園のほうからお昼寝の時間なのでやめてくださいなどということを今まで申し上げたことはございませんので、今後もそういったものにつきましては、従前のとおり農業者の皆さまがふつうに農作業をすることには支障はないものいというふうに思っております。仮に騒音であるとか、そういったものが園側のほうで問題になるとするんであれば、２重サッシにするなどの対応をして、進めて行きたいというふうに思っております。

交通につきましては、当然今ある道路幅というものは、そんなに広いものではございませんので、多少なりとも影響はあると思いますけども、送り迎えにつきましては、そういったものの影響はないように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君）　松田貴宏君。

○１番（松田貴宏君）　続きまして、現在の耕作者についての補償なんですけど、内容はこれからの協議ということで、代替の農地は町が用意する。これにしないけども町が協力するということでお聞きいたしまして、これに関しましては、多年草であること、まだ収穫が始まる前、まだ植えてから２年目のアロエでございますので、そのへん配慮していただければなと思います。

続きまして３番の人・農地プランにつきましてなんですけども、こちら西伊豆町では中地区が一番最初でございました。一番最初に人・農地プランを進めた所なんですけども、アンケート取りまして、やっぱりちょっとその中に含まれたこれからやっていくという農地が削られるかもしれないということでございますので、もしそうなった場合、やはり私としては

アンケートの取り直しはしてほしいと思うとともに、現在コロナの関係で人・農地プランにおきまして、一番核となる座談会というものが開くことができませでした。そこらへんを含めて、コロナが終わりましたら、また実施していただければと思うのですけど、いかがでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　人・農地プランの中身を、私はよく存じあげておりませので、答弁のほうが議員のおっしゃることに該当するのかちょっとわかりませんけど、当然、中地区から始まり、今後宇久須などでも、こういったものを作っていく必要があると思います。最終的には耕作放棄地を少しでもなくして、なるべく農業のしやすいような環境を作っていくということがこういったプランの中に含まれてくると思っておりますので、当然園舎を造ることによって農地は減ります。ただ、園舎を造ることによって農業者さんのほうから、もう少しこういう道路を造って農業振興してほしいというような要望があった時には、当然園を造ることによって支障が出ている所がございますので、ある意味そういったものは園を造って、その代償と言っては変ですけども、お返しにそういったものを造らせていただくというようなことは今後考えられるかと思います。その為には、議員がおっしゃるように、そういった座談会であるとか、そういった集まりをやって、農業者の声を少しでも拾えるような形は取っていきたいというふうに考えております。

○議長（山田厚司君）　松田貴宏君。

○１番（松田貴宏君）　ありがとうございます。続きまして４番の中地区にあって農地利用、残る農地の農業振興という点でありますけども、今でもやはりこども園が建つよという話の中で、あの近所に農地を家を建てたいんだけど、どうなっているだろうかなどという話をやはり聞くことが最近少しだけあります。やっぱり幼稚園、こども園ができますと、そういう声がだんだん増えてくるのではないかと危惧しております。その中で、今この認定こども園を建てるにあたりまして、土地が一反あたり、だいたいいくらを予定しておりますでしょうか。購入費用につきまして。

○議長（山田厚司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　土地の購入につきましては、これから承認されてからの交渉になるかと思いますが、今考えておりますのが、国土交通省が不動産取引価格情報を公開しております。その取引の実例をもとに今後検討していきたいと思っております。

○議長（山田厚司君）　一反当たり。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　取引の平均価格で言いますと、だいたい１平米価格でいきますが１万1,000円の予定でおります。こちらをもとに、これから交渉をしていくような形になるかと思います。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　今、その田んぼでというようなお話で局長も価格のほうは申し上げさせていただいたと思いますけども、議員も農業委員会にお入りなので、よく三方農地とかいうことはご理解いただいているかと思います。当然いきなり田んぼ、畑のど真ん中に農地転用ということはできないわけでございますので、農地を売買する時には、農業者から農業者に売らなければいけない。また、農地の面積の５分の１以下しか、そういったものに転用ができないというようなこともございますので、仮に幼稚園ができたからといって、あの青地の所が一斉に宅地化していくということはあり得ないというふうに考えております。

○議長（山田厚司君）　松田貴宏君。

○１番（松田貴宏君）　農地法ございますので、ほかの住宅、宅地のようなことは難しいかなとは思っているんですけど、平米あたり１万1,000円ということで、今、一反だいたいあそこらへんで最近の農地動きますと一反100万ぐらいかなというところで、１万1,000円、平米１万1,000円ということで1,000平米で1,000万ぐらいになるかなと思うんですけど、だいたい農地としての売買の 10 倍ぐらいの価格ということで、今までも農地の動きという所の中で、この土地は売れば１億だよみたいな話、昔はそういう時代があったというふうに聞いたことがあるんですが、その頃の話で、また、例えば相続になったりして持ち主が地元に残っていない時なんかにやはり土地は価値があるものだろうから、これは売ればもうちょっと高いんじゃないかというような話になりまして、なかなか農地の貸し借り、売買、流動性が無いなというところがございまして､その中でやはりちょっと高めの値段がついてますと、いやもしかしたらこの農地持っておけばもうちょっと値段が上がるかもしれない。ここに人に貸しちゃったら、農地転用はできなくて買ってくれないかもしれない。そのようなことがありますと農地の流動性、いささか懸念しているところであります。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　難しいのはその農地の流動性につきましては、農地は農業者としか売買は当然できませんので、農業者が増えない限り農地の所有権は移らないわけですよね。当然これが、農業者が農地を売買をした後に先ほども言いましたように、５分の１以下の面積

であれば農地転用かけていって、一応は一回雑種地に戻し、そのうちに３年とか経過したらこの雑種地が宅地に変わっていくとかという流れになると思うんですよ。

今度ここが宅地になりますと三方農地でなくなりますので、隣の農地が農移転用しやすいというのがありますけども、今ここの該当地区につきましては、通常農地ではなくて、青地になってますので、その手続きは難しいですから、簡単に農地転用されていくということは当然ないと思います。また、農業者の方がどなたかの農地を購入するということも当然考えられませんので、あまり農地としての不動産は動かないんではなかろうかと。これは制度的に難しい問題がございますから。ですから、先ほども言いましたように、園ができたからといって宅地化をして分譲されていくということは当然ない。逆に議員がおっしゃりたいのは、なるべくだったら農地を動かして農業をしてくれる人が農業しやすい環境を作ってくれという話になってくるんではないかというふうに思いますので、これはまたここでどうこうということが言える問題ではございませんから、できれは農業委員会や所管の所で農業者が参入しやすい土壌作りをしたらどうかというようなご提言をいただければ、ありがたいなというふうに思います。

○議長（山田厚司君）　松田貴宏君。

○１番（松田貴宏君）　そのように今農地の貸し借り、これから所信表明などでもございましたが、外から来る人を呼び込むために農地はどうしたらいいのかな、農業どうしたらいいのかなというふうなことは考えておりまして、その中におきましても、やはり中地区あそこの農地というものが西伊豆町内では一番集まっている所でして、決して農地の保全がすべてに優先するというわけではないというのは承知をしております。

いろいろな条件の中でこっちのほうが大事だよね、という話があれば、それは転用せざるを得ない。それは承知をしているんですけど、やはりあそこの農地というのは、西伊豆町の中では象徴でございます。それを転用するということで、それだけの事業ということで、反対しているわけではないんです。ただ、そういう事業であるということで、先ほども例えば道を造るなどの策があるかもしれないということでしたので、そういう代替策ございますのでしたら仕方がない。仕方がないといったらおかしいですね、そうですね。そういうことで、農業者、あそこの農地がどのようになっていくかということを見ておりますし、あそこを有効にしっかり活用していただけるように願っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　議員も農業者なのでそういったことでご質問いただているかと思いま

す。松崎の花畑の所は、ご覧になったことがあるかと思いますが、ここ数年であそこの中に道路が入っているのをご存知でしょうか。結局あれは農業振興のために農地を農道を入れているわけですよね、あれもやっぱりああいう地域振興的な花畑をやりながら、農業もしやすい環境を同時に作っていこうというということで、やられているというふうに思っております。幼児教育に関してましても、やはり農業であるとか漁業であるとかそういったものと触れることも重要だと思っておりますので、ぜひ農業も充実させながら、逆にその園を造ったことで不利益を被った方たちに農業がしやすいという環境を作っていくことも、これは町の仕事だと思っておりますので、議員がこれからたぶん言われたいと思っているような施策に関しては、なるべく実行していくように努力していきたいというふうに思っております。

○議長（山田厚司君）　松田貴宏君。

○１番（松田貴宏君）　町長からお言葉をいただきまして、はなはだ簡単ではありますけども、質問終わりにしたいと思います。

○議長（山田厚司君）　１番、松田貴弘君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩　午後　１時１８分

再開　午後　１時２３分

◇　芹　澤　　孝　君

○議長（山田厚司君）　休憩を解いて、再開します。

一般質問を続けます。

通告８番、芹澤孝君。

５番、芹澤孝君。

〔５番　芹澤孝君登壇〕

○５番（芹澤　孝君）　私の質問は、文教施設の開発行為についてです。順次質問していきたいと思います。

（１）下田土木との協議結果について

令和３年１月全員協議会で、下田土木との協議結果として、都市計画法が改正になり開発行為の適用条件が厳しくなったので、急傾斜地崩壊危険区域が含まれるため計画どおりの盛土行為はできない事から、盛り土造成して認定こども園を建設するのは難しいとの説明があ

りました。

当初の計画段階からの経緯では、下田土木は開発行為を容認していたと考えられ、厳しい協議結果となった事に疑問を持つものです。

下田土木との協議結果は、何故厳しい結果となったと考えますか。

（２）こども園の盛土について

前述の全員協議会後、新聞報道、個人広告、文教整備委員会議事録等において、こども園建設の開発行為イコール盛り土ができないとするものが見受けられますが、こども園は盛り土して建設はできないと喧伝する、印象操作と思える行為は如何なものかと思う。

当局はこども園の建設については、盛り土はできないと考えているのでしょうか。

（３）土砂災害特別警戒区域に指定された場合の支障について

文教施設建設予定地には、急傾斜地崩壊危険区域が含まれており、すでにレッドゾーン区域があります。

裏山の急傾斜対策施設の工事のいかんによっては土砂災害特別警戒区域に指定される可能性があるとしていますが、　指定された場合はどのような支障が出るのでしょうか。

（４）都市計画法第 33 条第１項第８号関連の通知について

令和３年４月１日、国土交通省が、「都市計画法第 33 条第１項第８号の規定の運用」と「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による都市計画法の一部を改正する安全なまちづくりのための開発許可制度の見直しについて」の二つの通知を出しました。

その中には、運用上の留意事項として、都市計画法第 33 条第１項第８号のただし書きが規定に適用する事項が列記されていますが、当町で適用できる事項もあり、こども園の開発行為による盛り土は可能であると考えますが、当局の見解は。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　それでは、芹澤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず１点目の文教施設の開発行為について

（１）下田土木との協議結果につきましては、当初の段階では都市計画法の改正に関して閣議決定はされておりませんでしたので、盛り土をしての建設は可能でございました。これらにつきましても随時、全員協議会で報告をしておるとおりでありますが、閣議決定がなされたのは令和２年11月でございますので、その前の話と後の話を混同されても、お答えのしようがございません。

次に（２）のこども園の建設の盛り土についてでございますが、以前から全協でお示しを

しているとおり、閣議決定後は盛り土ができないようになってしまったと町では理解をしております。

次に（３）につきましては、土砂災害特別警戒区域に指定された場合は、対策工事が必要になる可能性があると考えられます。区域内におきまして、園や学校などの要配慮者利用施設を建てるための開発行為は県の許可が必要になり、これらを特定開発行為といいます。特定開発行為では土砂災害を防止するための対策工事を施工することによって特別警戒区域の解除や変更が可能となります。

次に（４）につきましては、本通知を受けて当初計画の盛り土をする計画で実施できる可能性が残されているのを確かめるため、法第33条第１項第８号のただし書きに規定されている内容から、当町に該当すると想定される内容につきまして、下田土木事務所都市計画課に質問をし回答をいただいております。その回答から、当初計画での実施は困難であると理解をしております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山田厚司厚君）　芹澤孝君。

○５番（芹澤　孝君）　私は、この下田土木との協議結果について、たいへん盛り土は難しいとした土木協議結果に、たいへん不信感を持たざるを得ません。この都市計画法では、開発行為そのものを許可する29条があり、次にその開発行為の許可の基準となる33条があります。29条２項２号に、都市計画区域及び準都市区域内においては、公益上必要な建築物の建設する場合の開発許可は必要でないとされています。この法令によれば、学校は公益上の建築物だから開発許可は必要ないんですよ。

しかし、この平成18年都市計画法の改正によれば、公益の建築物の中から、医療施設、社会福祉施設、学校の用に供する建築物は建築する場合には開発行為の許可が必要になったわけですよ。このことは、都市計画法施工令第21条から26号に学校こども園、病院等は公益上必要な建築物に入らないとしていることからわかるわけですよね。このことから開発区域は１ヘクタール以上なら33条１項８号の法改正以前よりですよ、仁科小学校、仁科中学校跡地に文教施設を建てるためには、この開発許可が必要だったわけですよ。もう法改正前に。そのケースであることは開発行為許可権限者の知事の代行者である下田土木としては、当然理解していなければならない事柄です。

しかし、下田土木はこの最初の計画段階から所管事務所の発言からわかるように小中学校の裏山の急傾斜地危険崩壊区域をどうするか協議し、また地質調査によって液状化が判明す

ると、こども園の盛り土の地盤の追加工事のアドバイスするなどで、事実上開発行為を行うことを認めているわけですよ。ということは、これ下田土木とは協議が整っているに等しい。にもかかわらず33条１項の８号の改正前から文教施設の建設はこの33条１項の８にすでに抵触しているものであったのにもかかわらず、改正があったからといって開発行為は難しくなったとの、今までの経緯を否定するような論は通らないし、そのようなことを言い出す下田土木の見解に私は疑問を持ちます。そしてその協議結果にたいへん恣意的なものがあったのではないかと不信感を持つわけですが、そのへんの見解はどうでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　芹澤議員には言われているような、そういった恣意的なものであるとか、そういったものはいっさいございません。先ほども壇上で申し上げましたように、令和２年の11月に閣議決定がされたことを受けて、当然今までの協議というものは全部ご破算になっているということが事実でございますので、それをないがしろにして、私たちは進めることはできないということがございます。

ただもう１点、議員にもお願いをしたいんですけども、仮に議員のおっしゃることが 100パーセント私たちが100歩譲りまして、そうですねということになったとしましょう。そうしましたらフルスペックのことに関し、議会は賛成はいただけるんでしょうか。それがなければ結局この穴を通り抜けたとしても、次の穴は抜けられないわけですね。当然そこには財政的な問題がございます。ですから、議員がそこまでおっしゃるんであれば、議会のほうはフルスペック、６億5,000万の盛土工をしての建設に関して手が５枚挙がるんでしょうか。

○議長（山田厚司厚君）　芹澤孝君。

○５番（芹澤　孝君）　今、その結論にいくべきではないでしょう。それは最後の結論でいいんじゃないですか。それをやっちゃったら後が続かないじゃない。今のその結論に対しては、後回しにしたいと思います。こども園の盛り土について、できないとしているわけですけど、この文教施設建設はこの都市計画法の、ごめん、29条１項３号の公益上の開発行為の許可は必要でない建築物に該当しないので、開発基準の33条１項８号を考慮して進められてきた案件なわけですよ、すでに。にもかかわらず31条８項の改正により条文の中で住宅以外の建築物もしくは特定工作物で自己の業務の用に供する建築物または建設の用に供する部分が結局削除されたわけですね。

結果、災害特別警戒危険区域では、特別工作物で自己の業務に用するものの範疇に入る学校、こども園の建設のための開発行為は、当局は認められなくなったとしているわけですけ

ど。ここで問題なのは、都市計画法施工令１条２号、２項１号で、学校、こども園は特定工作物を除くとされているわけですよ。だから 33 条１項８号にはもともと入らないわけだ、学校は。もうこの免除事項がなかったので。だから 33 条１項８号は当然もう盛り土はできないということで、最初法改正の前から。

従って、この文教施設の開発行為に急傾斜地警戒危険区域等の危険区域が含まれたとすれば、何度もいいますけども、31 条、33 条１項の８号の法改正以前にもう開発行為はできないことになっていたわけですね。それではなぜ下田土木が建設計画を止めないで地質調査による杭、擁壁の増強、それによる地盤改良の助言、指導等行っていたのか。それは 33 条１項８号にある、ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められた時はこの限りではないと、ただし書きがあるからですよ。

静岡県のこの開発行為の手引きでは、対策工事等により同等に規定する地域は解除される見込みがある場合は、弾力的に対処するとしているものです。本件の場合は、法改正以前に33条１項８号にもうすでに定則する案件であり、当局は建設計画を進めるにあたって、危険区域の対策工事については、下田土木とすでに協議を始められていたことは、改正前の教育委員会の所管事務調査の発言でも確認できます。改正後33条１項８号に、ただし条項は存在しているので、開発行為ができなくなったことの論は通らないと思いますけど、当局の見解は。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　あの私たちがその論を通らなくたったとか云々ではなくて、上部団体にしっかり確認をした上で行っておりますので、仮にもしそれが間違っているという事になれば、下田土木、または県の本課、国の関係機関がこの条文を間違えて読んでいるということになろうかと思っております。私たちは町のほうだけの見解で物事を進めているわけではございませんので、まずそのことをご理解いただきたいと思います。仮にまた芹沢議員がおっしゃるように、この論が通ったとした場合でも、議会が通らないことにはこの事業は進みませんので、先ほど反問権を使わせていただきましたので、仮に議員のおっしゃることが 100 パーセント正しかったとしても、議会が通らなければ物事は進まないということのご理解をいただきたいと思います。

○議長（山田厚司厚君）　芹澤孝君。

○５番（芹澤　孝君）　次に最初当初の計画では、仁科小学校跡地は１メートルから1.2メートルですか。盛り土して運動場とする小学校校舎体育館の建設地は盛り土してない。こども園

は3.3メートルですか、盛り土すると。これらの総面積が１万7,000平方メートルとなり、それが開発区域だとして都市計画区域外においては、１万平方メートル以上になるから、開発許可がいるとしているわけですから、それに法改正により建築の条件が厳しくなったので、開発許可はされないと、ただし書きをまったく無視しているんですけど、都市計画法第44条第13項の、この法律において開発区域とは開発行為をする土地の区域をいうとなっています。

静岡県の開発行為等の手引きでは、開発区域とは主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供するための土地の区画形質の変更をいう区域ということです。区域を定めるにあたっては単に土地の所有権を有するとか、または土地の登記を必定一筆にするからといって、開発区域を伴わない区域を含めて開発区域とするのは好ましくないと。これ静岡県が言っているわけですよ。

また、開発行為とは土地の区画形質を主たる目的が建築物を建築することにあたって、することにあると言っているわけですね。それで建築物の建たない屋外駐車場、露天資材置き場を建設するにあたっては、造成は開発行為にあたらず規制の対象にならないとの解釈を示しています。ことから次のね、じゃあ運動場の盛り土の開発行為は開発行為になるのか。盛り土をしない校舎、体育館建設予定地は開発区域となるのか。こども園建設予定地だけを盛り土する場合、開発行為は１ヘクタール以下になるわけですけど、これは開発許可が必要に必要になるのか。以上３点をいずれ該当しても、開発区域は１ヘクタール以下とすれば、開発許可は取らなくていいことになるわけですけど、これはどうですか。このへんは。

○議長（山田厚司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　こちらにつきましては、当局としては、当初計画の同一敷地内で可能な方法も模索するべく、議員が質問していることと同じことを県に投げかけて協議してきたことをまずご理解いただきたいと思います。こちらは、12 月 24 日に協議しております。その上で回答いただいた部分が、まず１点目の運動場の盛り土は開発行為になるのかという質問についてですが、協議の段階で同じ質問を県にしていますが、今回の計画は文教施設の建築が主な行為であり、それと一連の行為であることから運動場の盛り土についても開発区域に含まれるという回答です。

２番目に、盛り土をしない校舎、体育館、建築予定地は開発区域になるのかという質問についてですが、校舎及び体育館の部分は 30 センチから 80 センチ程度の盛り土をする計画でしたので、一連の行為だけですから開発区域に含まれないという回答をいただております。

最後の３番目のこども園建設予定地だけを盛り土する場合、開発行為は１万平方メートル

以下が開発許可は必要かという質問ですが、これも協議の段階で同じ質問を県にしております。施設計画地内の一体の行為と考えるため、開発区域が１万平米以下になるということにはならないという見解をいただいております。また、こども園予定地においては、擁壁を建設して利用して盛り土する計画でしたので、建築物の建築のための土地の区画変更すなわち土地の物理的な状況の区分の変更となりますので、開発行為の対象になるという回答をいただいております。

○議長（山田厚司厚君）　芹澤孝君。

○５番（芹澤　孝君）　３番の質問は、こども園だけを盛り土するというわけですよ。運動場は盛り土しないんですよ。

○議長（山田厚司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　全体計画が１万 7,000 平米の計画に当初ありましたが、そのうちグランド、また校舎、こども園の建設それぞれあるわけですが、今回の開発区域という考え方につきましては、その部分部分を開発、そのままで建設するというところの考え方ではなくて、全体的に今回の都市計画法に当てはめて考えるという見解をいただいておりますので、それで１万平米かどうかという判断になるという回答をいただいております。

○議長（山田厚司厚君）　芹澤孝君。

○５番（芹澤　孝君）　少しそれはちょっとおかしいね、それはおかしいね。静岡県の開発行為の手引きで言っているように、必要じゃないところに不必要に開発区域に含まないことが好ましいと言っているのに、なんでそういう開発行為をやってない所まで開発区域だといって、開発許可の面積に含めるのか。言っていることが矛盾しているじゃない。この静岡県が。いいの、それで。

次に、土砂災害特別警戒区域指定の支障があるかということですけど、この下田土木との協議で、この裏山の急傾斜対策施設は平成14年から15年に整備されたものであり、土砂法改正後の基準を満たしていない可能性があるため、今後の調査により土砂災害特別警戒区域に指定される可能性があるとしているわけですけど、土砂災害特別警戒区域ですね、裏山が急傾斜地崩壊危険区域内にあるわけですね。それで栗原側は、わずかにこの開発区域に入っているだけでも、指定されても文教施設建設にはさしたる影響はないと思われるわけですけど。問題としなければならないのは、この急傾斜地対策施設がこの基準を満たしているか満たしていない可能性があると言われているんですね。この裏山の急傾斜地は、県のがけ条例10条の適用を受けるわけですけど、急傾斜地対策工事が十分でない場合は、がけの下端から端か

らがけの高さの２倍の水平距離には建築できないとなっているわけですね。もし建築する場合は、土砂流入側の建築物の強度を上げるとか、その土砂流入側の開口部を作らないとか、なんかそういう工夫が必要だそうです。いろいろ建てるにあたっては、制約が出きたことから、したがってこの急傾斜地対策工事如何によっては、小中一貫校の校舎の位置、構造に影響が与えるので、これらの設計が進まないことが考えられるので、この如何によってはね、もし充分じゃないということになれば。そういうことをひっくるめて、この裏山の急傾斜地対策施設について、早々の結論が求められるわけです。じゃあ下田土木はこの結論をいつ出すというわけですか。

○議長（山田厚司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　議員のおしゃっている所は、土地特別警戒区域のレッドゾーンに指定される予定の２か所の所が今後どのようになってるかということでよろしいですかね。そちらについては、今県のほうからの回答待ちで、まだ正式な回答はきておりません。

○議長（山田厚司君）　いつというのはわからないということですね。

芹沢孝君。

○５番（芹澤　孝君）　いや、土砂災害特別警戒区域は指定されるかということでなくて、それのことでなくて急傾斜施設の対策工事が基準を満たしているかどうかわからないということを下田土木は言っているわけですよね。それに対して下田土木はいつ結論を出すんだと。それがなければ学校建設の計画は進められないでしょう。

○議長（山田厚司君）　答弁できますか。

暫時休憩します。

休憩　午後　１時４９分

再開　午後　１時５５分

○議長（山田厚司君）　休憩を解いて再開します。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　失礼しました。先ほどの小学校と旧西伊豆中学校の裏山の関係でよろしいですね。こちらのほうのレッドゾーンになる可能性があると伺っているところの進捗状況ですが、今県のほうに照会して、まだ回答がないということで、期間はまだ何時頃回答するかというのは、まだ未定であります。今回の調査では、不足する擁壁の高

さまで結果がでないという状況になっております。ですから期間については、まだ示されていないと回答がないという結果です。

○議長（山田厚司君）　芹澤孝君。

○５番（芹澤　孝君）　いや、それがわからないで建設計画、設計を進めて、また後で手直しなんか出て十分じゃないということで、また手直しということにならないように、そのへんをしっかり進めてください。

国土交通省のこの通知による開発行為ができるかどうかということですけど、一番の、当町の場合33条１項８号の規定で開発区域で急傾斜地崩壊危険区域を含んでいるので盛り土はできないとしているんですけど、この条文には、ただし書きがあり、改正後もただし書きは残っています。今までこの多くの事例が、このただし書きを活用していきたわけですよ。それで本年また国土交通省が４月に、ただし書きの運用について、更に踏み込んだ通知を出したわけですね。

それに従えば、通知、国土計画第179号において、条例により建築物の制限を規定している災害危険区域について予定建築物が災害危険区域を指定する条例による建築制限に適合する場合は、開発許可すべきであることと明記してあるわけです。このことから、この文教施設の開発行為は許可は開発許可は出ると考えるわけですけど、その理由としましては、現在までこの文教施設の敷地内には33条１項８号に抵触するのが建築基準法上の第39条１項の災害危険区域は静岡県建築基準条例３条で指定する急傾斜地崩壊危険区域であり、その他。それともう一つ条文の中で、その他政令で定めると、開発不適地というのがやはり急傾斜地危険崩壊区域なわけですね。

そうすることから、この問題とするのはこの急傾斜地危険崩壊区域だけなわけですね、現状。それで条例があるかということなんですけど、建築基準法39条２項で、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、条例で定めることができるとしているんですよね。静岡県はそれに対応する条例として、県の建築基準条例の40に建築の制限です、まさに。ズバリなわけですよね。として災害危険区域においては住居の用に供する建築物に対する開発許可するための条件に関する条例があるわけです。しかし、これは住居の用に供するという事で、その他のこの住居の用に供する建築物以外の建築については規定していないので、この建築基準、静岡県建築基準条例のこのがけ付近の建築物第10条の第４条と同様に適用されること、やっぱり静岡県が判断基準を出しているから、この10条のがけ条例が４条の建築の制限に適合するということで

すね。この条例による建築物の制限を規定している制限区域においては、適合する条例があることから開発許可は出ると考えますけど、このへんはどう考えるでしょうか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　ですので、そういった件につきましても、県のほうには確認を随時行っております。ただ、県のほうから言われますのが、西伊豆町さんそれを確認したところで、その計画はそもそもあるんでしょうかということを言われるわけですよ。これは、先ほども申し上げさせていただきましたように、芹澤さんの言っていることは100パーセント正しいのかもしれません。もしかしたらすごい小さな穴にすり抜けることができることが可能なのかもしれません。ただ、それを町が提案した時に議会が通るかというと通らないわけですよ。ですから県のほうにも、県は西伊豆町さん、それは議会のご理解はいただけるんですかと聞かれますから、県としては理解をいただけないものを私たちが調べてどうなりますかという話なわけですよ。だから先ほども質問に答弁させていただきまして反問させていただきましたけども、５枚手が挙がるんだったら私たちはもともとフルスペックでやりたくないとは言ってないんですよ。でも、通らないじゃないですか。財政的なものも含めて。ですからこちらには進めないんですよ。いくらゴーが出たとしても。ですから、そのへんよくご理解をした上で質問をしてください。

○議長（山田厚司君）　芹澤孝君。

○５番（芹澤　孝君）　これは２番目の質問において、町当局がもう開発許可はできないということにおいて、それに対して今討論しているわけですよ。それは一足飛びにね、もしそういうことはできるかもしれないけど、じゃあ議会のほうはどうなんだ、全然それじゃこの質問している意味がなくなる。一応ここをやりましょうよ。ここの質問をやりましょうよ。それでその何、論点が外れたような答弁をされても、それじゃ困るんで。それで次に、じゃあ今の答えに対してどうですか。

○議長（山田厚司君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　ですから、答えは現在県に確認中でございます。見解は出ておりません。

○議長（山田厚司君）　芹澤孝君。

○５番（芹澤　孝君）　もう一つですね、この運用上の留意事項ということがあるわけです。これについても開発区域の面積に占める災害危険区域等の面積の割合が、ごく僅少であるとともに、フェンスを設置すること等により災害危区域等の利用を禁止し、又は制限する場合

は開発許可を出すとしております。問題となるのは、この急傾斜地崩壊危険区域土砂災害当別警戒予定区域である、ご存知のこの開発区域の１万7,000平方メートルとした場合、災害危険区域の占める割合はわずかであり、この33条１項８号では開発区域に災害危険区域は含まないとしているわけですけど、この留意事項によっても、このこども園の盛り土は可能と考えますけど、当局の考えは、見解は。

○議長（山田厚司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　こちらの法第 33 条第１項第８号のただし書きの運用上の留意事項ということでは、災害危険等における開発を例外的に許容する場合を規定していますが、本規定は次に掲げる場合に適用することが考えられるという規定になっています。許可が確約されるということではないということで考えております。開発区域の面積に占める災害危険区域等の面積の割合が僅少であるということについては、今の段階でどの程度僅少なのかと示されておりませんので、開発行為許可の適用範囲か否かについては、回答はできかねます。また、フェンスを設置すること等により、災害危険区域等の利用を禁止し、または制限する場合ということについては、体育館側は急傾斜地崩壊危険区域が敷地内にせり出しており、建物の配置が困難になると考えますし、将来的にも使い勝手の悪い施設となるのではないかと考えております。

以上です

○議長（山田厚司君）　芹澤孝君。

○５番（芹澤　孝君）　体育館のあれが制限を受けると、じゃあ建設計画も全然狂ってくるじゃない。それとわずかというか、開発区域に対する災害区域が占める割合、これは数字的なものはあるわけですかね。何割とか何パーセントとか、開発区域に対して。

○議長（山田厚司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　先程も申し上げましたとおり、国県のほうにつきましては、この数字は示されておりません。今回の契約につきましては、だいたい 8.5 パーセントぐらいの予定でおります。面積が 8.5 パーセントになります。

○議長（山田厚司君）　芹澤孝君。

○５番（芹澤　孝君）　8.5 パーセントなら、十分許可は出ると思いますけどね。この急傾斜地崩壊危険区域内で、この盛り土などの法令上の制限行為をする場合は、急傾斜法 74 項で国又は地方公共団体が第１項の許可を受けなければならない。制限行為をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議することをもって足りるとしているわけですよね。法改正前

から、今回の通知以前に開発行為は本当は認められたわけでね。それとこの急傾斜地法施工例２条１項７号に、盛り土は２メートル以下は可能としているということも併せて、このへんも検討して活用していくべきじゃないかと思います。

３番次の質問ですけど、土砂災害特別警戒区域予定地は２か所あるわけですけど、指定されても文教施設の敷地に入っているのはごくわずかで、通知の開発行為許可の適用範囲であると考えます。土砂災害特別警戒区域内での開発行為は特定開発行為となるが、土砂法の第15条、国又は地方公共団体が特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事と協議をすることをもって第10条の第１項の許可を受けたものとみなす。協議を整えますとなっているのですが、このへんについては、どうなんでしょうか。検討されたことはあるんですか。

○議長（山田厚司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　議員がおっしゃるように建築物を建築するために行う特別警戒区域内における土地の区画形成の変更する場合なんですが、土地開発行為になりますが、今回の計画は、建築物が特別警戒区域内に入っておりませんので、特別警戒区域内の土地が区画形質の変更する場合でも、土地開発行為には該当しないものと回答をいただいております。

○議長（山田厚司君）　芹澤孝君。

○５番（芹澤　孝君）　今話した特定開発行為の場合ですけど、制限用途と同じ目的の建築物の敷地が特別警戒区域に含まれる場合であっても、当該建築物が特別警戒区域に明らかに入らないことが確認できる場合は、特定開発行為が不要だという見解を神奈川県は出しているわけです。しかし、静岡県ではこの同様の文章が見つかりませんでしたけど、県の建築基準条例で、この敷地の状況により認めるとしていることから、同様な条件の場合は、特定開発行為の許可が必要ないかと思うんですけど、この点についても、今後検討しいただきたい。

次の質問として、この栗原側の土砂災害特別警戒区域予定地については、こども園と特別警戒区域予定地との間に、計画どおり３メートルか４メートルになるんですか。その道路造るのに、こども園の敷地を3.3メートル盛り土することは、反対側の土砂災害特別警戒区域に対しての対策工事の一つであり、この待受け盛土方式というのがあるんですけど、それに匹敵すると思いますね。

従ってこの、この土砂災害特別警戒区域に対する擁壁対策の工事が必要なくなるんじゃないかと考えることから、この以上の数値上の留意事項である安全が確保される対策工事とな

るので、問題なく開発許可は出ると考えますけど、当局の考えは。

○議長（山田厚司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　こちらにつきましては、議員のいう運用上の留意事項のホにあたる部分かと思いますが、こちらにつきましても全体的に該当になるかというところは、今県に照会しているところでありますので、まだ回答は得ておりません。

○議長（山田厚司君）　芹澤孝君。

○５番（芹澤　孝君）　これが、今言ったように、盛土自体が待受け盛土、道路をへこませて落石に対してね、それで待受け盛土になる。そういうことは、確認しましたか。

○議長（山田厚司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　前段の工事の関係につきましては、令和元年の12月12日のときに、県の砂防課と協議をしております。その中で待受け擁壁と吹き付け等の法面対策工事を講ずることによって、解除は区域の変更は可能であるという事であったため、当初計画の段階から法面対策などの対策を講じて特別警戒区域の区域変更は可能であると捉えております。見解は一緒です。

○議長（山田厚司君）　芹澤孝君。

○５番（芹澤　孝君）　その、盛土することが、この対策工事になるということは確認しなかったんですか。そういうことにならないか、そういうことは確認しなかったのか。だから、土砂災害急傾斜地は栗原側にあるわけですね。それが道路を造ってその道路の反対側に盛土することで、セメントの擁壁と同じことになるわけですよ。だからこれを待受け盛土方式というんですけど、そういうこと確認しなかったんですか。

○議長（山田厚司君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（真野隆弘君）　そちらについては、今確認は取っていないという状況です。

○議長（山田厚司君）　芹澤孝君。

○５番（芹澤　孝君）　結論から言えば、充分これは開発許可が出ることだと思います。この国の開発許可制度運用指針で、この都市計画区域外における開発許可の在り方として、私たちみたいなこの小さな町に対して開発都市計画区域外に対して、国の開発許可は制度、運用指針ということですけど、これらの区域における技術基準は区域おいては、まちづくりの構想がないことも想定されることを踏まえ、その必要性を十分に考えた上で、申請者に必要以上の負担を求めないよう注意することが望ましいとしております。当町のように、開発許可

の権限移譲されていないような町に対して厳しくするなと言っていることなんですけど、そして町の意向を尊重したいということなんですけどね。

それとこのもう一点興味深い資料があったので、ちょっと言いたいんですけど、平成27年全国町村会が行った都市計画都道府県の同意についての調査で、町村が都市計画を決定するにあたり、都道府県から町村の当初都市計画案に対して意見が示された事例はあるかとの問いに、442町村の126町村があると答えたわけですね。意見が出されたと。県から。しかし、そのうち20パーセントが都道府県と協議を重ね、町村の意向について理解を得、当初どおり決定したとあります。県との協議をするにあたっては、一方的にお話を伺ってくるだけでなく、粘り強く交渉をしていただきたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（山田厚司君）　５番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

◎散会宣告

○議長（山田厚司君）　以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会します。

皆さま、ご苦労さまでした。

散会　午後　２時１６分